

GIFU

HOZEN

岐阜県環境保全協会報

2002 / 第50号

平成14年3月29日発行

題字：梶原拓岐阜県知事



社団法人 岐阜県産業環境保全協会

行政ニュース	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部改正について	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課	1
	岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の一部改正について	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課	4
	ポリ塩化ビフェニル(ＰＣＢ)廃棄物の適正な処理の推進について	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課	6
	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の概要	岐阜県健康福祉環境部環境保全課	12
	建設リサイクル法の施行について	岐阜県基盤整備部建築指導課	31
	平成14年度事業概要について	岐阜市環境部環境管理課廃棄物指導係	39
	産業廃棄物処理業等許可申請の手続きについて	岐阜市	40

特 集	わがまちの産業廃棄物問題と対策	糸貫町長 内藤正行	42
		岩村町長 山上哲司	43

協会だより	第25回通常総会・理事長挨拶	44
	産業廃棄物業務功労者表彰	45
	第7回理事会の開催・各委員会の開催	46
	新理事・新委員の紹介	47
	平成14年度事業計画	48
	新規加入会員の紹介	50
	財地球環境村ぎふとの情報交換及び懇談会開催	51
	全国正会員事務局責任者会議開催	51
	全国正会員会長・理事長会議開催	51
	石膏ボードリサイクルプラントの見学会開催	52
	協会のホームページ開設	52

お知らせ	平成14年度産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会並びに特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の変更概要及び日程	53
	岐阜県・岐阜市人事異動（関係分）	60
	産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書	63
	マニフェストの一部変更について	64
	会員（企業）紹介	65

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部改正について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課

今回の改正により、コンクリート製品の製造工程から発生するコンクリート製品の不良品等の廃棄物は、「コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じるものを除く。）」として、明確化されました。

また、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合に義務付けられている委託契約書について、契約が解除された時点から5年間保存しなければならなくなりました。

以下に、その概要を紹介します。

(注) • 文面中、「改正令」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（「平成14年政令第2号」、平成14年1月17日公布）」、「改正省令」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（「平成14年環境省令第1号」、平成14年1月17日公布）」を意味します。

第1 産業廃棄物の明確化

コンクリート製品の製造工程から発生するコンクリート製品の不良品等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理令」という。）第2条第7号に規定する産業廃棄物である「ガラスくず及び陶磁器くず」と同種の業種で製造された同種の製品が廃棄物となったものであること等を考慮して、これまで「ガラスくず及び陶磁器くず」に含まれるとする運用を行ってきたところであるが、名古屋高等裁判所金澤支部において本運用が否定される判決があり、当該廃棄物の取扱いが法的に不明確となつたため、今回、当該廃棄物を「コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じるものを除く。以下同じ。）」として、廃棄物処理令第2条第7号に明示的に規定し、産業廃棄物としての取扱いを法的に明確化したものであること。

なお、今回追加した「コンクリートくず」は、これまで「ガラスくず及び陶磁器くず」に含まれることとされてきたことにはかんがみ、改正令による改正前の廃棄物処理令第2条第7号に規定する産業廃棄物の処理を事業の範囲に含む産業廃棄物処理業の許可を有する者は、改正令の施行後も、引き続きコンクリートくずを含め、廃棄物処理令第2条第7号に規定する産業廃棄物の処理を行うことができる。

- (注) • ここでいうコンクリートには、製品の製造過程で生じるコンクリートブロック及びインターロッキングブロックのくず等のコンクリート系の廃棄物はもとより製造過程で生じるモルタル系及びアスファルト・コンクリート系の廃棄物も広く含まれる。
- 今回追加された「コンクリートくず」は、「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（いわゆる「がれき類」（廃棄物処理令第2条第9号に規定する廃棄物）とは、発生を異にするため、必要な処理業の範囲については従来どおり異なる廃棄物として取扱う。
- 次に掲げるコンクリート系廃棄物は、いわゆる「がれき類」（廃棄物処理令第2条第9号に規定する廃棄物）として取扱う。
- 工作物の新築、改築工事等に当たって、工事に使用するアスファルトやコンクリートの強度試験等を工事現場で実施した際に供試体とされたものが廃棄物となったもの。
- コンクリート製品のうち工事現場で余分となつたため、不要となつたり、現場に搬送途中に破損等していたために工事現場において廃棄物となつたもの。
- 工事に使用するコンクリート製品（テトラポット等の消波ブロック等）を工事現場で事業者が自ら製造するなどした際に生じるコンクリート系の廃棄物。

第2 し尿等の海洋投入処分の禁止

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正

し尿又は浄化槽に係る汚泥を処理（硫酸第一鉄若しくは塩化第二鉄を0.1パーセント以上混入、又は粉碎）したもの（以下「し尿等処理物」という。）の海洋投入処分は、人為的に海洋環境へ負荷を与える行為であり、昭和46年9月の中央公害対策審議会答申附帯決議においても、海洋投入処分はあくまで暫定的措置であつて、禁止する方向で対処すべきものである旨の方針が示されていたところであるが、この度海洋投入処分を原則廃止する第8次廃棄物処理施設整備計画の趣旨を実現し、海洋環境への負荷低減を図るため、し尿等処理物について、海洋投入処分を行うことができる一般廃棄物から削除し海洋投入処分を禁止したこと。

2 経過措置

し尿等処理物の海洋投入処分の禁止に関し、所要の経過措置を設けたこと。

具体的には、し尿等処理物の海洋投入処分の禁止について、現にし尿等処理物の海洋投入処分を行っている者については施行日から5年間猶予することとしたこと。

現にし尿等処理物の海洋投入処分を行っている者とは、平成13年度に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に基づき、し尿等処理物の海洋投入処分を実際に行っている市町村及び市町村が委託又は許可した処分業者を指すものであること。

3 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正

改正令によるし尿等処理物の海洋投入処分の禁止に伴い、海洋を投入処分の場所とすることができる廃棄物等の排出海域等に関する海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）第7条に規定する基準（同令別表第3）にお

いて所要の規定の整備を行うとともに、2と同趣旨の経過措置を設けたこと。

第3 委託契約書の保存義務の追加

排出事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、委託契約書の締結等が委託基準として義務付けられているところであるが、契約終了後に違反の有無等を確認するためには、マニフェストなどと同様契約書自体を保存させておく必要があることから、契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了後から環境省令で定める期間保存することを委託基準として追加したものであること。

なお、同日付けで公布された改正省令により、保存期間は、マニフェストなどと同様5年間とされたところであるので、事業者等に対する指導に遗漏なきを記されたいこと。

(注) • 委託契約書の中には、一応の契約期間を定めた上で、双方からの特段解除の意思表示がなされない限り自動的に一定期間契約が更新されたとみなす旨の条項が付される場合が多いが、このような場合にあっては、契約が解除された時点から5年間の保存が義務付けられるものである。

第4 改正省令について

1 再生利用認定申請に係る提出書類の変更

法第9条の8第1項（第15条の4の2において準用する場合を含む。）に基づく環境大臣の認定を受けようとする者が提出する申請書の添付書類のうち、法人税又は所得税に係る納付すべき額及び納付済額を証する書類について、直前5年分から直前3年分に変更したものであること。

2 産業廃棄物処理業の許可を要しない者の追加

法第19条の8第1項の規定により、環境大臣又は都道府県知事が、自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事から直接産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を委託される者については、産業廃棄物処理業等の許可を要しないこととしたこと。

これは措置命令を発出した後に処分者等が当該命令に従わなかった場合等に行われる代執行の際に、都道府県知事等が撤去等する産業廃棄物の処理を委託しようとする相手方が産業廃棄物処理業の許可を有している必要があるか否かが必ずしも明確ではなかったことから、適正に処理を行える者であれば許可の有無にかかわらず委託を行えることを法令上明確化したものであること。

ただし、産業廃棄物処理施設については許可不要とされていないことから、処理を委託する場合には有効な処理施設の許可を有する者に委託されなければならないこと。

岐阜県廃棄物の適正処理等に 関する条例の一部改正について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課

このたび、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年五月三十一日法律第二百四号）の施行に伴い、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成十一年岐阜県条例第十号）の一部が次のとおり改正されましたのでお知らせします。

第二十六条 削除

第三十一条中「若しくは第三項又は第二十六条第一項」を「又は第三項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十四年五月三十日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（以下「旧条例」という。）第二十六条第一項の規定により知事への届出が必要な解体工事の施工者に対する旧条例第二十六条第二項及び第三十一条の適用については、なお従前の例による。

なお当該改正に係る新旧対照表は次の通りです。

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成十一年岐阜県条例第十号）新旧対照表

(新)

(旧)

目次 略

第一条から第二十五条まで 略

第二十六条 削除

目次 略

第一条から第二十五条まで 略

(建築物解体工事施工者の届出義務)

第二十六条 建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号の建築物をいう。）の解体工事の施工者（以下「建築物解体工事施工者」という。）は、当該解体工事の施工に伴い生ずる産業廃棄物の処理方法その他の規則で定める事項をあらかじめ知事に届け出なければならぬ。ただし、当該解体工事に係る部分の床面積の合計が規則で定める面積以下である場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による届出をした建築物解体工事施工者に対し、当該届出に係る産業廃棄物の処理方法等に関する必要な指導又は助言を行うことができる。

第二十七条から第三十条まで 略

(罰則)

第三十一条 第二十二条第一項、第二項又は第三項による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

附 則 略

(罰則)

第三十二条 第二十二条第一項、第二項若しくは第三項又は第二十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

附 則 略

ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の適正な処理の推進について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課

ポリ塩化ビフェニルを使用した高圧トランス・コンデンサをはじめとするポリ塩化ビフェニル廃棄物について、処理体制の整備が著しく停滞し、長期にわたり処分されず、事業者において保管が行われてきており、処分の目途がない長期にわたる保管が継続する中で、高圧トランス・コンデンサの不明、紛失が発生し、ポリ塩化ビフェニルによる環境汚染の進行が懸念される状況にあること、また、ポリ塩化ビフェニルは、難分解性、高蓄積性、環境中の挙動における長距離移動性の性状を有し、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であり、地球規模の環境汚染が報告されており、国際的な枠組みでの対策が求められてきたことから、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が平成13年6月22日に公布され、同年7月15日から施行されています。

それ以降、関係政令・省令が公布・施行されていますが、環境省から平成14年1月10日付けて、その留意事項等が示されましたので、その概要を紹介します。

(注)・文面中、

「特措法」は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」、
「特措法施行令」は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令」(政令)、

「特措法施行規則」は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則」(省令)

を意味します。

1 特措法と廃棄物処理法の関係

特措法は、廃棄物処理法の特別法としての性格を有するものであることから、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処理基準、特別管理産業廃棄物処理業の許可制度、産業廃棄物処理施設の設置の許可制度及び不適正処理がなされた場合の措置命令等特措法の規定に定める以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する事項は、廃棄物処理法の規定によるものである。

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の定義

ポリ塩化ビフェニル廃棄物とは、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油(絶縁油、熱媒油、潤滑油等)又はポリ塩化ビフェニルが塗布され(感圧複写紙等)、染み込み(トランス・コンデンサ内の絶縁紙、トランス・コンデンサの巻線の支持木、清掃時のウエス、使用済み保護衣類等)、付着し(トランス・コンデンサ内の碍子・鉄芯・銅線・絶縁フィルム、電線の被覆材、使用済み保護具類等)、若しくは封入された(トランス・コンデンサ、廃ポリ塩化ビフェニルを封入した容器等)物が廃棄物となったものをいい、廃棄物処理法に規定するポリ塩化ビフェニルに係る特別管理産業廃棄物(廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物)及び特別管理一般廃棄物がこれに相当するものである。なお、特措法に基づく規制は、事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者に課せられるものである。

(注)・廃棄物処理法の処理基準において、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物については、焼却、分解若しくは洗浄又は分離による除去により処分しなければならないとされているため、これらの方法により処分するために処理したものであってポリ塩化ビフェニル濃度が特措法施行規則第2条第1項の基準に適合するものは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の対象から除外される。

3 事業者の定義及び責務

- (1) その事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者とは、事業目的遂行のために必要な活動に随伴して保管する事業者をいうものであって、事業活動に伴って生じたポリ塩化ビフェニルを事業活動に伴い保管している事業者(排出事業者)のほか、特措法の施行前及び施行後に排出事業者から保管に係る事業を承継した事業者が含まれる。
- (2) 廃棄物処理法において、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないこととしているところ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、長期にわたり処分されていない状況にあり、これを改善し、早期に処分を行う必要があることから、廃棄物処理法における事業者の責務を強化し、特措法においては、事業者の責務として、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない旨を定めている。

(注) • 特措法における事業者とは、あらゆる事業を行う個人及び法人が含まれ、私企業に限らず、国、地方公共団体等の公共的な法人も含め、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者をいう。
• ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行う許可業者については、処理に当たって一時的に保管を行うこととなるが、当該保管は処理行為そのものに含まれることから、特措法における事業者に該当しない。

4 ポリ塩化ビフェニルを製造した者等の責務

ポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあることにはかんがみ、ポリ塩化ビフェニルを製造した者及びポリ塩化ビフェニルが使用されている製品を製造した者(以下「ポリ塩化ビフェニル製造者等」という。)は、難分解性の性状を有し、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質を製造し、又はこれを使用した者として、一定の責務及び役割分担を求めることが社会通念上、公平かつ適当であることから、その責務として、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が円滑に推進されるよう、国及び地方公共団体が実施する施策へ協力しなければならない旨を定めている。

5 国及び地方公共団体の責務

- (1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあり、その確実かつ適正な処理を推進することが必要であるため、廃棄物処理法における都道府県の責務を踏襲しつつ、これを強化し、特措法においては、都道府県の責務としてポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない旨を定めるとともに、加えて、国の責務として、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨を定めている。
- (2) また、国、都道府県及び市町村は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する国民、事業者及びポリ塩化ビフェニル製造者等の理解を深めるよう努めなければならないこととしている。

6 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画

我が国において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物は長期にわたり処分されていない状況にあり、国がポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備等の施策を推進することが必要とされていることから、廃棄物処理法に基づく基本方針に即し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進

するための基本的な計画を定めなければならないものとしている。

(注) • ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画が定められた時、又は、変更された時は公表される。

7 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

廃棄物処理法では、都道府県は、国の基本方針に即し、区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画を定めなければならないとされているところであるが、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する施策を計画的に推進するためには、都道府県が定める廃棄物処理計画及び国が定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に即して都道府県又は政令で定める市（以下「都道府県等」という。）が計画を策定し、実施することが必要とされることから、都道府県等は、都道府県の廃棄物処理計画及び国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に即し、区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画を定めなければならないものとしている。

(注) • ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画が定められた時、又は、変更された時は公表される。

8 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の届出等

- (1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり処分されず、事業者による保管が継続していることにかんがみ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を的確に把握することが、保管中のものの紛失等を防止し確実かつ適正な処理を確保するために必要であることから、特措法において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分する者（以下「事業者等」という。）は、毎年度、保管及び処分の状況に関し、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、市長。以下同じ。）に届け出なければならないものとしている。
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保すること及び国民その他関係者の理解を深めることに役立てるため、都道府県知事は、毎年度、事業者等により届け出られた保管及び処分の状況について、公表することとしている。

(注) • ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の届出は、毎年度、前年度におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について、当該年度の6月30日までに知事（岐阜市については、市長）へ提出する。
• ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の届出は、事業場ごとに行う必要がある。
• ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の届出について、届出すべき者が提出しなかった場合、又は、虚偽の届出を行った場合は、罰則の適用がある。
• 知事（岐阜市については、市長）が行う公表は、届出書の副本並びに添付書類を公衆の縦覧に供することにより行われる。

9 期間内の処分

- (1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり処分されず、事業者による保管が継続し、保管中のものの紛失等が発生していることにかんがみ、確実かつ適正な処理を確保するためには、このまま保管を継続するのみでなく、処分を実施することが必要であることから、事業者は、特措法施行令で定める一定の期間内にポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならないこととしている。
- (2) 事業者がポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない期間として、施設の整備期間及び施設における処理の実施期間を考慮して、特措法施行令において、特措法の施行の日である平成13年7月15日から起算して15年と定めている。

- (注) • ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分は、廃棄物処理法に定める処理基準に従った処分であってポリ塩化ビフェニルの濃度が特措法施行規則第2条第1項に定める基準に適合するよう行われる処分のみに限られる。
• ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の委託は、廃棄物処理法に定める委託基準に従った処分委託のみに限られる。
• 期間内に自ら処分を行わない場合及び処分を他人に委託しない場合には、特措法第16条の規定による改善命令により処分等の措置が命ぜられることとなり、命令に従わなかった場合は罰則の適用がある。

10 譲渡し及び譲受けの制限

ポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり処分されず、事業者による保管が継続している状況にかんがみ、特措法に基づく期間内処分等の法的義務及び廃棄物処理法の処理責任に基づく法的義務を免れんとして、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が他人に譲り渡されることによって、紛失その他の不適正処理が生じることを防止する必要があるため、特措法において、一定の場合を除き、何人もポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲渡し又は譲受けてはならないこととしたものである。

- (注) • ポリ塩化ビフェニル廃棄物を廃棄物処理法に基づく委託基準に従って、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業者に処分を委託し、又は、特別管理産業廃棄物処理業者が処分を受託する場合は、譲渡し及び譲受けの制限に違反しない。
• 特措法第11条により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲渡し及び譲受け双方の行為を禁止しており、違反行為については直ちに罰則の適用がある。

11 承継

事業者について相続、合併又は分割があった場合において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保する上で、特措法における事業者の地位の承継関係を明確にすることが必要であるため、事業者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部を承継した法人は、その事業者の地位を承継することとしている。これにより、事業者の地位を承継した法人等は、特措法の各規定に基づく義務を課せられた事業者の地位及び改善命令を受けた場合には当該命令を受けた事業者の地位を承継するものである。

- (注) • 事業者の地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内に特措法施行規則第8条で定めるところにより、知事(岐阜市については、市長)に届け出なければならない。

12 ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る措置

ポリ塩化ビフェニルが使用されている製品は、その使用を終了することにより、今後、ポリ塩化ビフェニル廃棄物となることから、当該製品の種類、ポリ塩化ビフェニルを使用していることの判別方法及び当該製品の量に関する情報は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保する上で有効であり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量を見込む上で必要であることから、都道府県等が当該製品を使用する事業者の協力が得られるよう、環境大臣はポリ塩化ビフェニル使用製品を使用する事業を所管する関係大臣に対して必要な協力等を要請することができるものとしている。

13 指導及び助言

- (1) 特措法の目的であるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するためには、特措法に基づく義務違反に対する行政処分及び刑事告発に加え、臨機に必要な指導や計画的な処理を推進する上での助言その他要請等の相手方の任意の協力を得

て実現する形式で行う行政手法（いわゆる行政指導）が有効であると考えられることから、都道府県知事は、事業者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するために必要な指導及び助言を行うことができることとしている。

- (2) これにより、都道府県知事は、特措法施行令で定める期間内处分に係る期限が到来する以前から、事業者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき、計画的な処理を実施するよう指導を行うこと等ができるものである。

14 改善命令

- (1) 事業者は、期間内にそのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならないところ、期間内の確実かつ適正な処分の実施を確保するため、環境大臣又は都道府県知事は、義務違反に対して、処分その他必要な措置を講ずるよう命ずることができるものとしている。
- (2) 命令は、環境大臣及び都道府県知事の双方に発出権限があるが、環境大臣は、緊急の必要があると認められる場合に権限を行使し得るものである。緊急の必要があると認められる場合としては、都道府県の区域を越えて広域的に生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある場合等広域的見地から権限を使用する必要がある場合をいうものである。

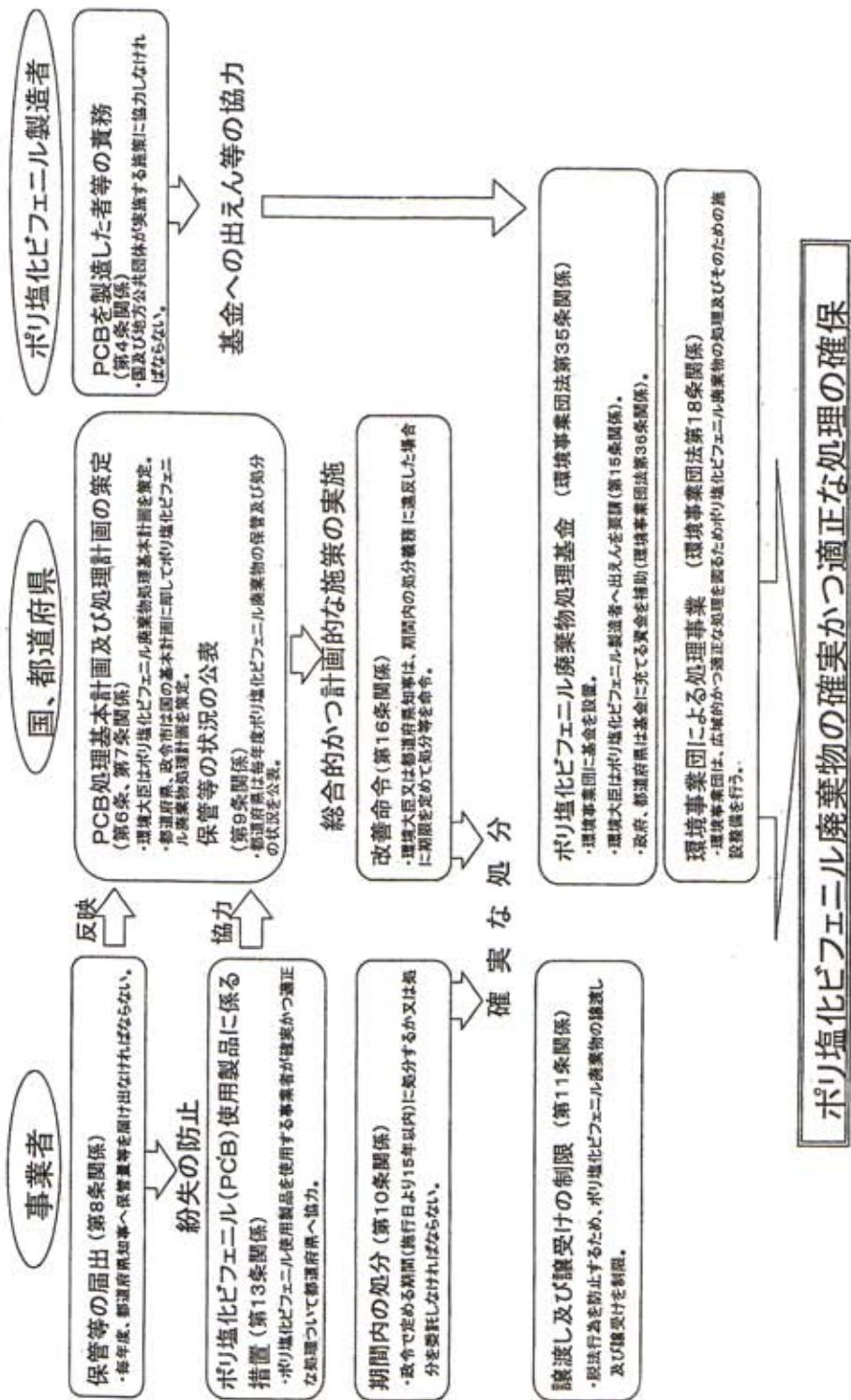
15 報告の徴収及び立入検査等

- (1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するため、環境大臣又は都道府県知事は、事業者等に対して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関する必要な報告を求めることができる。
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するため、環境大臣又は都道府県知事は、その職員に、事業者等の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、帳簿書類等の物件を検査させ、又は試験の用に必要な限度においてポリ塩化ビフェニル廃棄物を無償で取去させることができる。
- (3) 報告徴収及び立入検査等は、環境大臣及び都道府県知事の双方にこれを行う権限があるが、環境大臣は、緊急の必要があると認められる場合に権限を行使し得るものである。緊急の必要があると認められる場合としては、都道府県の区域を越えて広域的に生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある場合等広域的見地から権限を使用する必要がある場合をいうものである。

16 罰則

- (1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の譲渡し及び譲受けの禁止、期間内処分に係る改善命令違反、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する届出義務違反、虚偽の届出等に関して罰則を設けている。
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するために罰則を設けた趣旨を踏まえ、法令違反に関する情報を入手したときは警察に対して速やかに情報提供を行うとともに、積極的な告発を行うなど法令違反に対しては厳正に対処されたい。また、捜査に必要があるため、警察から協力を要請されたときは、これに対して積極的に協力されたい。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の体系



特定製品に係るフロン類の回収 及び破壊の実施の確保等に関する法律の概要

岐阜県健康福祉環境部環境保全課

1 目的

この法律は、フロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とすることとした。(第1条関係)

2 定義

クロロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン及びハイドロフルオロカーボンのうちオゾン層破壊又は地球温暖化の原因物質を「フロン類」とし、フロン類が充てんされている、第二種特定製品を除き業務用のエアコンディショナー並びに冷蔵機器及び冷凍機器(自動販売機を含む。)を「第一種特定製品」、自動車に搭載されているエアコンディショナーを「第二種特定製品」とした。(第2条関係)

3 指針

特定製品の使用及び廃棄の際のフロン類の排出抑制に関する指針を定めることとした。(第3条関係)

4 責務

事業者、フロン類及び特定製品の製造業者、国民、国及び地方公共団体について、特定製品が廃棄される際のフロン類の適正かつ確実な回収・破壊の促進、フロン類に代替する物質及びその物質を使用した製品の開発その他特定製品に使用されているフロン類の排出抑制のためのそれぞれの責務を果たすよう努めることとした。(第4条から第8条関係)

5 第一種フロン類回収業者の登録

第一種フロン類回収業(第一種特定製品が廃棄される際にフロン類を回収する業)を行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けることとした。(第9条から第18条関係)

6 第一種特定製品廃棄者及び第一種フロン類回収業者のフロン類引渡等の義務

第一種特定製品を廃棄しようとする者(第一種特定製品廃棄者)は第一種フロン類回収業者にフロン類を引き渡し、第一種フロン類回収業者はフロン類を引き取り、フロン類破壊業者に引き渡すこととした。その際、第一種フロン類回収業者はフロン類の回収及び運搬に関する基準を遵守することとした。(第19条から第21条関係)

7 第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者の登録

第二種特定製品引取業(使用済自動車に係る第二種特定製品を引き取る業)及び第二種フロン類回収業(使用済自動車に係る第二種特定製品からフロン類を回収する業)を行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けることとした。(第25条から第33条関係)

8 第二種特定製品に係るフロン類の引渡等の義務

使用済自動車に係る第二種特定製品を廃棄しようとする者(第二種特定製品廃棄者)は第二種特定製品引取業者に当該第二種特定製品を引き渡し、第二種特定製品引取業者はそれを引き取り、自動車フロン類管理書を添付して第二種フロン類回収業者に引き渡し、第二種フロン類回収業者は当該フロン類を引き取り、自動車フロン類管理書を添付して自動車製造業者等に引き渡し、自動車製造業者等はその製造等をした自動車に係るフロン類を引き取り、フロン類破壊業者に引き渡すこととした。その際、第二種特定製品引取者、第二種フロン類回収業者及び自動車製造業者等はフロン類の回収及び運搬の基準を遵守することとした。(第35条から第41条関係)

9 フロン類破壊業者の許可

特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を業として行おうとする者は、主務大臣の許可を受けることとした。(第44条から第51条関係)

10 フロン類破壊業者の義務

フロン類破壊業者は、フロン類の引取りを求められたときは適正な料金を請求してこれを引き取り、破壊に関する基準に従って当該フロン類を破壊するとともに、破壊量等に記録を作成、保存し、関係者の閲覧の申し出に応じ、年度ごとに主務大臣に報告することとした。(第52条及び第53条関係)

11 第一種特定製品廃棄者の費用負担

第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄者に対し、フロン類の回収等の費用に関し、適正な料金を請求することができ、第一種特定製品廃棄者は当該費用を負担することとした。(第56条関係)

12 第二種フロン類回収業者に支払う料金

第二種フロン類回収業者は、フロン類の回収等に関し、主務大臣が定める基準に従い自動車製造業者等が定め、公表する料金を請求し、自動車製造業者等は、当該料金を支払うこととした。主務大臣は、必要な場合、当該料金について変更するよう勧告及び命令することとした。(第57条から第59条関係)

13 自動車を運行の用に供する者の費用負担

自動車製造業者等は自動車を運行の用に供する者に対し、フロン類の回収・破壊等に関する適正かつ公表した料金を請求できることとし、自動車を運行の用に供する者は料金を支払うこととした。主務大臣は料金に関し、必要な場合変更すべき旨の勧告及び命令を行うこととした。(第60条から第62条関係)

14 自動車フロン類管理書の保存等

第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者及び自動車製造業者等は、自動車フロン類管理書又はその写しを保存し、関係者から申し出があれば閲覧させることとした。(第63条関係)

15 フロン類の放出の禁止

何人も、みだりに特定製品からフロン類を放出してはならないこととした。(第65条関係)

16 表示

特定製品にフロン数の放出禁止等についての表示を行うこととした。(第66条関係)

17 特定製品の整備の際の遵守事項

特定製品の整備の際も、フロン類の回収及び運搬に関する基準に従うこととした。(第67条関係)

18 施行期日

平成14年4月1日から施行することとした。ただし、第一種フロン類回収業者の登録及びフロン類破壊業者の許可に係る規定については公布の日から6月を超えない範囲内、第二種特定製品からのフロン類の回収に係る規定については平成14年10月31日までの間においてそれぞれ政令で定める日から施行することとした。(附則第1条関係)

19 検討

- ◇ 政府は第二種特定製品に関し、自動車を運行の用に供する者に対して費用の負担を求める方法について検討し、結果に基づき速やかに必要な措置を講ずることとした。(附則第4条第1項関係)
- ◇ 政府は第二種特定製品からのフロン類の回収及び破壊については、使用済自動車の循環的な利用に関する法律の検討に当たり、この法律の規定について廃止を含めた見直しを行い、結果に基づき必要な措置を講ずることとした。(附則第4条第2項関係)
- ◇ 政府は冷媒以外の用途に使用されているフロン類、特に断熱材に含まれるフロン類の回収及び破壊等に関する調査研究を速やかに推進し、結果に基づき必要な措置を講ずることとした。(附則第5条関係)

第一種フロン類回収業登録申請

- 申請様式 別添様式 1 のとおり
- 添付書類
- ・住民票の写し又は登記簿謄本（3ヶ月以内）
 - ・フロン類回収設備の所有権を有することを示す書類
(納品書、領収書、借用契約書等)
 - ・フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
(取扱説明書、カタログ等)
 - ・回収設備の写真
- 提出部数 2 部（1部はコピーで可）
- 手数料 5,000円（県証紙で納入）
- 申請先 お近くの地域振興局又は事務所の環境課

第一種フロン類回収業登録更新申請

- 申請様式 別添様式 2 のとおり
- 申請時期 登録の有効期間内の任意の時点
- 添付書類
- ・住民票の写し又は登記簿謄本（3ヶ月以内）
 - ・フロン類回収設備の所有権を有することを示す書類
(納品費、領収書、借用契約書等)
 - ・フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
(取扱説明書、カタログ等)
- 提出部数 2 部（1部はコピーで可）
- 手数料 4,000円（県証紙で納入）
- 申請先 お近くの地域振興局又は事務所の環境課

第一種フロン類回収業登録変更届出

- 届出様式 別添様式 3 のとおり
- 届出時期 変更があった日から30日以内
- 届出部数 2 部（1部はコピーで可）
- 届出先 お近くの地域振興局又は事務所の環境課
- 以下の事項を変更した場合、届出が必要となります
- ①氏名又は名称及び住所並びに法人の場合の代表者の氏名
添付書類 住民票の写し又は登記簿謄本
- ②事業所の名称及び所在地
- ③回収対象である第1種特定製品の種類及び回収するフロン類の種類
添付書類 新たに回収するフロン類の種類を回収できることを示す書類
- ④回収設備の種類及びその設備の能力
添付書類
 - ・フロン類回収設備の所有権を有することを示す書類
(新たに購入等した場合)
 - ・フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
(取扱説明書、カタログ等)
- ⑤回収設備の数
添付書類
 - ・フロン類回収設備の所有権を有することを示す書類
(新たに購入等した場合)
 - ・フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
(取扱説明書、カタログ等)
 - ・回収設備の写真（回収設備が追加もしくは変更した場合）

第一種フロン類回収業廃止届出

- 届出様式 別添様式4のとおり
- 届出時期 廃止等があった日から30日以内
- 届出部数 2部（1部はコピーで可）
- 届出先 お近くの地域振興局又は事務所の環境課

第一種フロン類回収業者のフロン類回収量等に関する報告書

- 報告様式 別添様式5のとおり
- 報告時期 5月15日まで
- 報告部数 2部（1部はコピーで可）
- 報告先 お近くの地域振興局又は事務所の環境課
- 報告内容 年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。
岐阜県内で回収したフロン類について、岐阜県に報告することとなります。
回収実績がない場合も報告する必要があります。

第二種特定製品引取業登録申請

- 申請様式 別添様式6のとおり
- 添付書類
 - ・住民票の写し又は登記簿謄本（3ヶ月以内）
 - ・第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する方法を記載した書類
- 提出部数 2部（1部はコピーで可）
- 手数料 4,000円（県証紙で納入）
- 申請先 お近くの地域振興局又は事務所の環境課

第二種特定製品引取業登録更新申請

- 申請様式 別添様式7のとおり
- 申請時期 登録の有効期間内の任意の時点
- 添付書類
 - ・住民票の写し又は登記簿謄本（3ヶ月以内）
 - ・第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する方法を記載した書類
- 提出部数 2部（1部はコピーで可）
- 手数料 3,000円（県証紙で納入）
- 申請先 お近くの地域振興局又は事務所の環境課

第二種特定製品引取業変更届出

- 届出様式 別添様式8のとおり
- 届出時期 変更があった日から30日以内
- 届出部数 2部（1部はコピーで可）
- 届出先 お近くの地域振興局又は事務所の環境課
- 以下の事項を変更した場合、届出が必要となります
 - ①氏名又は名称及び住所並びに法人の場合の代表者の氏名
添付書類 住民票の写し又は登記簿謄本
 - ②事業所の名称及び所在地
 - ③第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制
添付書類 第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する方法

を記載した書類

第二種フロン類回収業者登録申請書

- 申請様式 別添様式9のとおり
○添付書類 住民票の写し又は登記簿謄本（3ヶ月以内）
• フロン類回収設備の所有権を有することを示す書類
（納品書、領収書、借用契約書等）
• フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
（取扱説明書、カタログ等）
○提出部数 2部（1部はコピーで可）
○手数料 5,000円（県証紙で納入）
○申請先 お近くの地域振興局又は事務所の環境課

第二種フロン類回収業登録更新申請

- 申請様式 別添様式10のとおり
○申請時期 登録の有効期間内の任意の時点
○添付書類 • 住民票の写し又は登記簿謄本（3ヶ月以内）
• フロン類回収設備の所有権を有することを示す書類
（納品書、領収書、借用契約書等）
• フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
（取扱説明書、カタログ等）
○提出部数 2部（1部はコピーで可）
○手数料 4,000円（県証紙で納入）
○申請先 お近くの地域振興局又は事務所の環境課

第二種フロン類回収業登録変更届出

- 届出様式 別添様式11のとおり
○届出時期 変更があった日から30日以内
○届出部数 2部（1部はコピーで可）
○届出先 お近くの地域振興局又は事務所の環境課
○以下の事項を変更した場合、届出が必要となります
①氏名又は名称及び住所並びに法人の場合の代表者の氏名
添付書類 住民票の写し又は登記簿謄本
②事業所の名称及び所在地
③回収するフロン類の種類
添付書類 新たに回収するフロン類の種類を回収できることを示す書類
④回収設備の種類及びその設備の能力
(ただし、回収するフロンの種類に変更がある場合に限る)
添付書類 • フロン類回収設備の所有権を有することを示す書類
（新たに購入等した場合）
• フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
（取扱説明書、カタログ等）
⑤回収設備の数（ただし、回収するフロンの種類に変更がある場合に限る）
添付書類 • フロン類回収設備の所有権を有することを示す書類
（新たに購入等した場合）
• フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
（取扱説明書、カタログ等）

行政ニュース

様式 1

第一種フロン類回収業者登録申請書

岐阜県知事 梶原 拓 殿

平成 年 月 日

郵便番号 ()
住 所

氏 名
(法人にあっては、
名称及び代表者の氏名)

印

電話番号 () —

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第9条第2項の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類回収業者の登録を申請します。

事業所	名 称			
	所在 地	郵便番号 ()	電話番号 () —	
回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類				
回収の対象とする第一種特定製品の種類		回収しようとするフロン類の種類		
(1)エアコンディショナー ((3)に該当するものを除く。)		CFC	H C F C	H F C
(2)冷蔵機器・冷凍機器 ((3)に該当するものを除く。)				
(3)フロン類の充てん量が50kg以上の中間物				
フロン類回収設備の種類、能力及び台数				
設 備 の 種 類	能 力			
	2 0 0 g / min 未満		2 0 0 g / min 以上	
	C F C 用	台	台	
	H C F C 用	台	台	
	H F C 用	台	台	
	C F C, H C F C 兼用	台	台	
	C F C, H F C 兼用	台	台	
H C F C, H F C 兼用	台	台		
C F C, H C F C, H F C 兼用	台	台		

(裏面)

申請者(法人にあっては、その役員)の欠格条項	
(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの	
(2) 法又は法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられたこと	
(3) 法第17条第1項の規定により登録を取り消されたこと	
(4) 法第9条第1項の登録を受けた者で法人であるものが法第17条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその第一種フロン類回収業者の役員であったこと	
(5) 法第17条第1項の規定により業務の停止を命ぜられたこと	
第一種フロン類回収業の登録を受けている場合の登録状況	
登録を受けている他の都道府県名	第一種フロン類回収業登録番号
フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名	
備考	

行政ニュース

様式2

第一種フロン類回収業者登録の更新申請書

岐阜県知事 梶原 拓 殿

平成 年 月 日

郵便番号()
住所氏名
(法人にあっては、
名称及び代表者の氏名)

印

電話番号() -

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第12条第2項の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類回収業者の登録の更新を申請します。

登録番号				
登録年月日				
事業所	名称			
	所在地	郵便番号()		
				電話番号() -
回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回收しようとするフロン類の種類				
回収の対象とする特定製品の種類		回收しようとするフロン類の種類		
(1)エアコンディショナー ((3)に該当するものを除く。)		CFC	H CFC	HFC
(2)冷蔵機器・冷凍機器 ((3)に該当するものを除く。)				
(3)フロン類の充てん量が50kg以上の中の第一種特定製品				
フロン類回収設備の種類、能力及び台数				
設備の種類	能 力			
	200g/min未満		200g/min以上	
CFC用	台			台
H CFC用	台			台
HFC用	台			台
CFC、H CFC兼用	台			台
CFC、HFC兼用	台			台
H CFC、HFC兼用	台			台
CFC、H CFC、HFC兼用	台			台

(裏面)

申請者(法人にあっては、その役員)の欠格条項	
(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの	
(2) 法又は法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられたこと	
(3) 法第17条第1項の規定により登録を取り消されたこと	
(4) 法第9条第1項の登録を受けた者で法人であるものが法第17条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその第一種フロン類回収業者の役員であったこと	
(5) 法第17条第1項の規定により業務の停止を命ぜられたこと	
第一種フロン類回収業の登録を受けている場合の登録状況	
登録を受けている他の都道府県名	第一種フロン類回収業登録番号
フロン類の回収方法について十分な知識を有する者の氏名	
備考	

行政ニュース

様式 3

第一種フロン類回収業者変更届出書

平成 年 月 日

岐阜県知事 梶原 拓 殿

郵便番号()
住 所

氏 名
(法人にあっては、
名称及び代表者の氏名)

電話番号()
登録番号

印

第一種フロン類回収業に係る以下の事項について変更したので、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第13条第1項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

変更した 内 容	変更事項	新			旧		
回収の対象とする特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類							
変更した 内 容	回収の対象とする特定製品の種類	回収しようとするフロン類の種類			回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC	CFC	HCFC	HFC	
	(1)エアコンディショナー ((3)に該当するものを除く。)						
	(2)冷蔵機器・冷凍機器 ((3)に該当するものを除く。)						
(3)フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品							
フロン類回収設備の種類、能力及び台数							
変更理由	設 備 の 種 類	能 力					
		200g / 分未満	200g / 分以上	200g / 分未満	200g / 分以上		
		CFC用	台	台	台	台	
		HCFC用	台	台	台	台	
		HFC用	台	台	台	台	
		CFC、HCFC兼用	台	台	台	台	
		CFC、HFC兼用	台	台	台	台	
		HCFC、HFC兼用	台	台	台	台	
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台	台	台			

行政ニュース

様式4

第一種フロン類回収業者廃止届出書

平成 年 月 日

岐阜県知事 梶原 拓 殿

郵便番号()
住 所

氏 名
(法人にあっては、
名称及び代表者の氏名)

印

電話番号() -

第一種フロン類回収業を廃止したので、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第15条第1項の規定により届け出ます。

登録番号			
登録年月日			
事業所	名 称		
	所在 地	郵便番号() -	電話番号() -
廃止の理由			
廃止年月日			

様式5

第一種フロン類回収業者のフロン類回収量等に関する報告書

平成 年 月 日

岐阜県知事 梶原 拓 殿

郵便番号()
住所氏名
(法人にあっては、
名称及び代表者の氏名)

印

電話番号()
登録番号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第22条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1. C F C

	(1) (3)を除くエ アコンディ ショナー	(2) (3)を除く冷 蔵機器及び 冷凍機器	(3)フロン類の 充てん量が50 kg以上の第一 種特定製品	(4)合計
C F Cを回収した 第一種特定製品の台数	台	台	台	台
回収した量	kg	kg	kg	kg
フロン類破壊業者に引き渡した量				kg
自ら再利用した量				kg
第7条に規定する者に引き渡した量				kg
前年度の3月31日現在で保管していた量				kg

2. H C F C

	(1) (3)を除くエ アコンディ ショナー	(2) (3)を除く冷 蔵機器及び 冷凍機器	(3)フロン類の 充てん量が50 kg以上の第一 種特定製品	(4)合計
H C F Cを回収した 第一種特定製品の台数	台	台	台	台
回収した量	kg	kg	kg	kg
フロン類破壊業者に引き渡した量				kg
自ら再利用した量				kg
第7条に規定する者に引き渡した量				kg
前年度の3月31日現在で保管していた量				kg

(裏面)

3. H F C

	(1) (3)を除くエ アコンディ ショナー	(2) (3)を除く冷 蔵機器及び 冷凍機器	(3)フロン類の 充てん量が50 kg以上の第一 種特定製品	(4)合計
H F Cを回収した 第一種特定製品の台数	台	台	台	台
回収した量	kg	kg	kg	kg
フロン類破壊業者に引き渡した量				kg
自ら再利用した量				kg
第7条に規定する者に引き渡した量				kg
前年度の3月31日現在で保管していた量				kg

行政ニュース

様式 6

第二種特定製品引取業者登録申請書

岐阜県知事 梶原 拓 殿

平成 年 月 日

郵便番号()
住 所

氏 名
(法人にあっては、
名称及び代表者の氏名)

[印]

電話番号() -

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第25条第2項の規定により、必要な書類を添えて第二種特定製品引取業者の登録を申請します。

事業所	名 称	
	所 在 地	郵便番号() 電話番号() -

第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

	第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています
	第二種特定製品の構造に関し十分な知見を有する者が第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有します

*該当する体制に○をつけること。

(裏面)

申請者(法人にあっては、その役員)の欠格条項	
(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの	
(2) 法又は法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられたこと	
(3) 法第28条において準用する法第17条第1項の規定により登録を取り消されたこと	
(4) 法第25条第1項の登録を受けた者で法人であるものが法第28条において準用する法第17条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその第二種特定製品引取業者の役員であったこと	
(5) 法第28条において準用する法第17条第1項の規定により業務の停止を命ぜられたこと	
第二種特定製品の構造に関し十分な知見を有する者の氏名	
備考	

様式 7

第二種特定製品引取業者登録の更新申請書

平成 年 月 日

岐阜県知事 梶原 拓 殿

郵便番号()
住 所氏 名
(法人にあっては、
名称及び代表者の氏名)

印

電話番号() -

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第28条において準用する同法第12条第2項の規定により、必要な書類を添えて第二種特定製品引取業者の登録を更新を申請します。

登録番号	
登録年月日	
事業所	名 称
	所在地 郵便番号()
	電話番号() -

第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています
第二種特定製品の構造に関し十分な知見を有する者が第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有します

*該当する体制に○をつけること。

(裏面)

申請者(法人にあっては、その役員)の欠格条項	
(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの	
(2) 法又は法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられたこと	
(3) 法第28条において準用する法第17条第1項の規定により登録を取り消されたこと	
(4) 法第25条第1項の登録を受けた者で法人であるものが法第28条において準用する法第17条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその第二種特定製品引取業者の役員であったこと	
(5) 法第28条において準用する法第17条第1項の規定により業務の停止を命ぜられたこと	
第二種特定製品の構造に関し十分な知見を有する者の氏名	
備考	

行政ニュース

様式 8

第二種特定製品引取業者変更届出書

平成 年 月 日

岐阜県知事 梶原 拓 殿

郵便番号()
住 所

氏 名
(法人にあっては、
名称及び代表者の氏名)

電話番号()
登録番号

印

第二種特定製品引取業に係る以下の事項について変更したので、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第28条において準用する同法第13条第1項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

変更した内 容	変更事項	新	旧
変更理由			

様式9

第二種フロン類回収業者登録申請書

岐阜県知事 梶原 拓 殿

平成 年 月 日

郵便番号()
住 所氏 名
(法人にあっては、
名称及び代表者の氏名)

印

電話番号() -

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第29条第2項の規定により、必要な書類を添えて第二種フロン類回収業者の登録を申請します。

事業所	名 称		
	所 在 地	郵便番号()	電話番号() -
回収しようとするフロン類の種類			
C F C			
H F C			
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設 備 の 種 類	能 力		
	2 0 0 g / min 未満	2 0 0 g / min 以上	
C F C 用	台	台	
H F C 用	台	台	
C F C 、 H F C 兼用	台	台	

(裏面)

申請者(法人にあっては、その役員)の欠格条項	
(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの	
(2) 法又は法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられたこと	
(3) 法第33条において準用する法第17条第1項の規定により登録を取り消されたこと	
(4) 法第29条第1項の登録を受けた者で法人であるものが法第33条において準用する法第17条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその第二種フロン類回収業者の役員であったこと	
(5) 法第33条において準用する法第17条第1項の規定により業務の停止を命ぜられたこと	
フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名	
備考	

行政ニュース

様式10

第二種フロン類回収業者登録の更新申請書

岐阜県知事 梶原 拓 殿

平成 年 月 日

郵便番号(-)
住 所

氏 名
(法人にあっては、
名称及び代表者の氏名)

印

電話番号() -

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第33条第1項の規定において準用する同法第12条第2項の規定により、必要な書類を添えて第二種フロン類回収業者の登録の更新を申請します。

登録番号			
登録年月日			
事業所	名 称		
	所在 地	郵便番号(-)	電話番号() -
回収しようとするフロン類の種類			
CFC			
HFC			
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設 備 の 種 類	能 力		
	200 g/min 未満	200 g/min 以上	
CFC用	台	台	
HFC用	台	台	
CFC、HFC兼用	台	台	

(裏面)

申請者(法人にあっては、その役員)の欠格条項	
(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの	
(2) 法又は法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられたこと	
(3) 法第33条において準用する法第17条第1項の規定により登録を取り消されたこと	
(4) 法第29条第1項の登録を受けた者で法人であるものが法第33条において準用する法第17条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその第二種フロン類回収業者の役員であったこと	
(5) 法第33条において準用する法第17条第1項の規定により業務の停止を命ぜられたこと	
フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名	
備考	

様式11

第二種フロン類回収業者変更届出書

平成 年 月 日

岐阜県知事 梶原 拓 殿

郵便番号()
住 所氏 名
(法人にあっては、
名称及び代表者の氏名)

印

電話番号()
登録番号

第二種フロン類回収業に係る以下の事項について変更したので、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第33条第1項において準用する同法第13条第1項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	変更事項	新	旧
変更した内 容			
変更理由			

登録申請書受付窓口一覧表

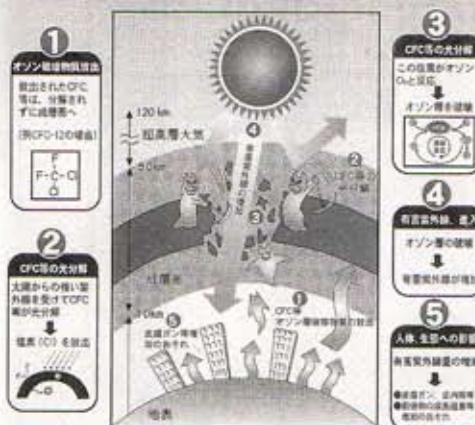
(第一種フロン類回収業者、第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者)

岐阜地域振興局環境課	〒500-8708 岐阜市司町1 岐阜総合庁舎 Tel 058-264-1111 Fax 058-266-1964
西濃地域振興局環境課	〒503-0838 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎 Tel 0584-73-1111 Fax 0584-74-9428
西濃地域振興局 揖斐事務所環境課	〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎 Tel 0585-23-1111 Fax 0585-22-1829
中濃地域振興局環境課	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井大脇2610-1 可茂総合庁舎 Tel 0574-25-3111 Fax 0574-25-3934
中濃地域振興局 武儀事務所環境課	〒501-3756 美濃市生柳1612-2 中濃総合庁舎 Tel 0575-33-4011 Fax 0575-35-1492
中濃地域振興局 郡上事務所環境課	〒501-4292 郡上郡八幡町初音1727-2 郡上総合庁舎 Tel 0575-67-1111 Fax 0575-65-6440
東濃地域振興局環境課	〒507-8708 多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎 Tel 0572-23-1111 Fax 0572-25-0079
東濃地域振興局 恵那事務所環境課	〒509-7203 恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎 Tel 0573-26-1111 Fax 0573-25-7129
飛騨地域振興局環境課	〒506-8688 高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎 Tel 0577-33-1111 Fax 0577-33-1085
飛騨地域振興局 益田事務所環境課	〒509-2592 益田郡萩原町羽根2605-1 益田総合庁舎 Tel 0576-52-3111 Fax 0576-52-3818

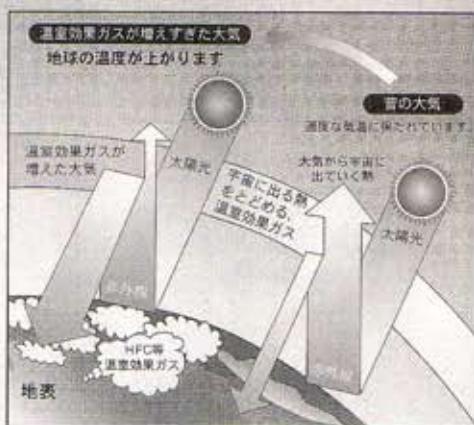
フロン回収破壊法が制定されました！

オゾン層の保護及び地球温暖化の防止のためには、機器に使用されているフロン（CFC、HCFC及びHFC）の大気中への排出を抑制することが重要です。このため、業務用冷凍空調機器及びカーエアコンを対象に、機器が廃棄される際にフロンの回収等を義務付けた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が平成13年6月に制定されました。この法律は、平成13年12月以降、段階的に運用が開始されます。地球環境を守るために、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

オゾン層破壊のメカニズム



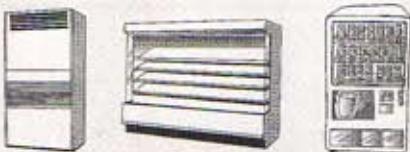
地球温暖化のメカニズム



フロン回収破壊法で対象となる特定製品の定義

【第1種特定製品】

業務用の機器であって、冷媒としてフロンが充てんされているエアコン、冷蔵機器及び冷凍機器（自動販売機を含む）



【第2種特定製品】

冷媒としてフロンが充てんされている、自動車用エアコン



フロンの回収及び破壊のシステム

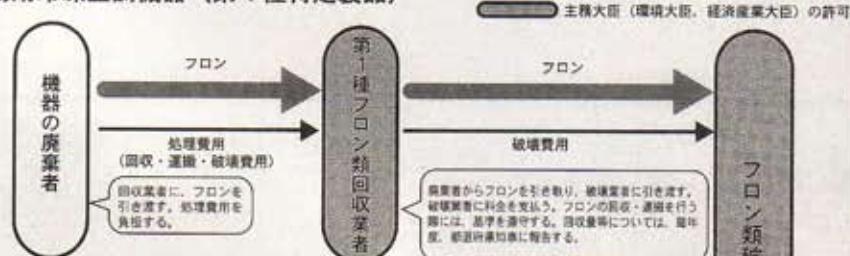
フロンの放出禁止

◆みだりに特定製品（業務用冷凍空調機器及びカーエアコン）からフロンを放出することはできません！（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

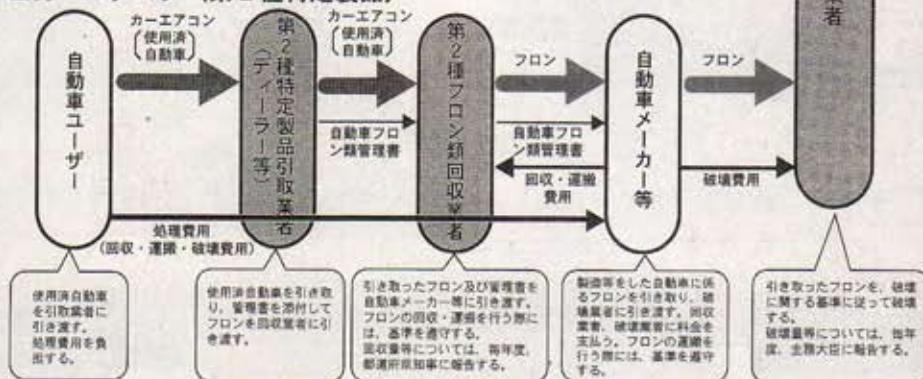
◆特定製品の製造者等は、特定製品に「フロンの回収が必要」等の表示をしなければなりません！

- ・特定製品を廃棄しようとする者は、それぞれ定められた業者に引き渡し、かつ処理費用を負担しなければなりません。
- ・業務用冷凍空調機器からフロンを回収する業者、カーエアコン（使用済自動車）を引き取る業者、カーエアコンからフロンを回収する業者は、都道府県知事の登録が必要となります。
- ・回収したフロンを破壊する業者は、主務大臣（経済産業大臣、環境大臣）の許可が必要となります。

■業務用冷凍空調機器（第1種特定製品）



■カーエアコン（第2種特定製品）



■この法律は、平成14年4月1日から施行されます。

ただし、第1フロン類回収業者の登録及びフロン類破壊業者の許可に係る規定については、公布の日（平成13年6月22日）から6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行。

第2種特定製品からのフロン類の回収に係る義務等について、平成14年10月31日までの間において政令で定める日から施行（登録は平成14年4月1日から施行）。

【問合せ先】

環境省 地球環境局 環境保全対策課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
<http://www.env.go.jp>

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課オゾン層保護等推進室
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
<http://www.meti.go.jp>

建設リサイクル法の施行について

建設廃棄物の処理に関する新しい仕組みが、平成14年5月30日から始まります。

岐阜県基盤整備部建築指導課

1 はじめに

東海4県の建設廃棄物の排出量は年間8,500万トン、これはナゴヤドーム約50杯分に相当し、うち土木系廃棄物が65%、建築系廃棄物が35%となっている。これに対し、建設廃棄物のリサイクルは、建築系廃棄物を中心と伸び悩んでおり、平成12年度における再資源化等率は土木系廃棄物で約91%、建築系廃棄物で約73%、全体で約85%となっている。

また、昭和40年代の高度成長期に急増した建築物は、建築後30年から40年を経過し更新期を迎えること、今後建築物の解体等に伴う廃棄物が大量に発生することが予想される。

こうした中、建設廃棄物のリサイクルや減量を促進するため、「建設リサイクル法（正式には「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」）」が制定された。

この法律は平成12年5月31日に公布され、総則と基本方針に係る部分は平成12年11月30日に、また解体工事業登録に係る部分は平成13年5月30日にそれぞれ施行されてきたが、建設リサイクル法の中心部分である分別解体等及び再資源化等の義務付けの部分はいよいよ平成14年5月30日【ゴミゼロの日】に施行されることになった。

今回は、施行が目前に迫った建設リサイクル法の概要について紹介する。

2 建設リサイクル法の概要

(1) 分別解体等及び再資源化等の義務付け

ア 分別解体等の実施義務

建設資材として、コンクリート（プレキャスト鉄筋コンクリート板等を含む。）、アスファルト・コンクリート及び木材（以下、これらを「特定建設資材」という。）を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が一定基準以上のもの（以下、「対象建設工事」という。具体的には下表参照。）の受注者は、正当な理由がある場合を除いて、施工方法に関する基準（省令）に従って分別解体等をしなければならない。なお、対象建設工事の規模は政令により定められ、この規模は都道府県が条例によりさらに厳しい基準を定めることができるが、本県では政令どおりの基準で施行する予定である。

表-1 対象建設工事の規模

対象建設工事は下記の表の建設工事の種類に従いそれぞれの規模の基準以上の建設工事である。

建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積 80m ²
建築物の新增築	タ 500m ²
建築物のリフォーム	請負代金 1億円
その他の工作物	タ 500万円

イ 再資源化等の実施義務

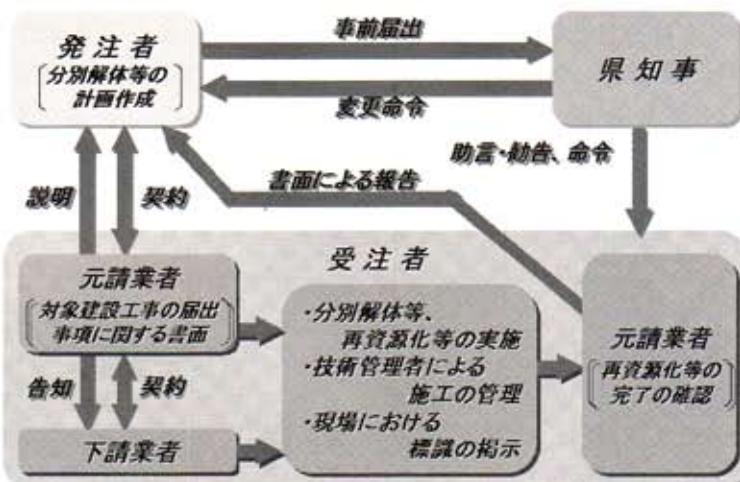
対象建設工事の受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をしなければならない。ただし、廃木材については、工事現場から50キ

ロメートルの範囲内に再資源化施設がない場合など、再資源化をすると受注者に過大な負担がかかる場合には、焼却することによりその容積を減らすこと（法律の中では「縮減」と表現）で足りるとされている。なお、この距離の基準も都道府県条例により50キロメートルより遠い距離を定めることができるとされているが、本県においては省令どおりの基準（50キロメートル）で施行する予定である。

(2) 分別解体等及び再資源化等の義務の実施を確保するための措置

建設工事における発注者の役割的重要性を考慮し、対象建設工事の発注者に、工事に着手する日の7日前（暦日）までに分別解体等

図-1 分別解体・再資源化に関する手続きの流れ



の計画を県知事に届け出ることを義務付けている（図-1 参照）。また、県知事は、その計画が施工方法に関する基準に適合しないと認めるときは、発注者に対し分別解体等の計画の変更などを命ぜることができるとしている。

また、元請業者は、まず対象建設工事を請

け負うにあたり、発注者及び下請業者に対して建設リサイクル法の対象建設工事であることを知らせるとともに、届出に必要な事項について説明をしなければならない。

さらに、発注者と元請業者の契約に際し、契約書の中に分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を明記することで、両者が解体に関して適正な費用意識をしっかりと共有することを求めている。

(3) 解体工事業の登録

解体工事業を営もうとする者は、請け負おうとする解体工事の規模や額にかかわらず、工事をしようとする区域を管轄する都道府県知事に登録をしなければならない（土木、建築、とび・土工のいずれかの建設業許可を有する建設業者は登録不要）。登録にあたっては、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる技術管理者を選任しなければならないほか、解体工事を施工するときは、技術管理者にその工事の施工に従事する者の監督をさせなければならない。さらに、営業所及び解体工事の

現場ごとに標識を掲げなければならないほか、営業所ごとに帳簿を備え保存しなければならない。

3 建設リサイクル法の政省令の概要

(1) 市町村長への事務の委任に関する規定

建設リサイクル法では、都道府県知事の事務の一部は政令に定めるところにより市町村長が行うことができるとされており、事務の委任先としては、分別解体等に関する事務については建築基準法で規定する建築主事を置く特定行政庁である市町村の長（本県においては、岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、各務原市の5市）を、また、再資源化等に関する事務は保健所設置市の長（本県においては岐阜市のみ）とすることとされた。

具体的な委任事務としては、対象建設工事の届出、工事施工者に対する分別解体等の実施に関する助言・勧告・命令等である。

なお、本県における対象建設工事の届出窓口を一覧表にすると表-2のとおりである。

(2) 対象建設工事の届出に関する事項

届出内容として建設リサイクル法に規定されている事項は、解体工事の場合は解体する建築物等の構造、新築工事の場合は使用する特定建設資材の種類、工事着手時期と工程の概要、分別解体計画、解体建築物等に用いられた建設資材の量の見込み、その他省令で定める事項となっており、届出内容の詳細及び届出様式は省令で定められた（届出様式は文末に掲載）。

(3) 分別解体等の施工方法に関する基準

分別解体等の施工方法についての省令では、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準となるべき事項を定めることとなる。具体的には、分別解体等の手順として次のように規定された。

- ア 対象建築物等に関する調査の実施
- イ 分別解体等の計画の作成
- ウ 事前措置の実施
- エ 工事の施工

また、工事の作業手順として次の手順を原則に定めた。

- ア 建築設備、内装材等の取り外し
- イ 屋根ふき材の取り外し
- ウ 外装材及び構造耐力上主要な部分の取り壊し
- エ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

4 岐阜県指針の概要

都道府県知事は、建設リサイクル法の規定により、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（岐阜県指針）を定めることとされており、本県においても、県庁外部の有識者の方からなる検討委員会を設け、ここで検討をいただいてきた。

今般、最終案がとりまとめられたが、本県における再資源化等の目標は、平成22年度を目途に特定建設資材廃棄物の再資源化等率（工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率）をそれぞれ95%とすることとし、また、特に県事業においては、再資源化等を先導する観点から、平成17年度までに最終処分量をゼロにすることを目指すこととしている。

5 おわりに

建設リサイクル法は、冒頭に触れたとおり今春に施行される。現在本県を始めとして、国や他の都道府県でも施行に向けた準備を行っているところであるが、法の施行は建設廃棄物のリサイクルの新たなスタートラインにすぎず、今後の法の円滑な運用とそれに基づく建設リサイクルの一層の推進を図ることが肝要である。今まで以上に関係者各位の御協力をお願いしたい。

行政ニュース

表-2 岐阜県における建設リサイクル法の届出窓口（法10条関係）

平成14年3月1日現在

建設工事の場所 (市町村別)	建設工事の種別	
	建築物の新築・解体 ・修繕模様替工事	その他工作物の建設工事 (土木工事を含む)
岐阜市内	岐阜市建築部建築指導課	(河川・道路に係るもの) 岐阜市土木部土木管理課 (開発許可に伴うもの) 岐阜市都市計画部開発指導課
大垣市内	大垣市都市計画部建築課	
高山市内	(4号建築物に限る) 高山市都市基盤整備部都市整備課	(土木系工作物に限る) 岐阜県高山建設事務所
	(4号建築物以外の建築物) 岐阜県飛騨建築事務所	
多治見市内	(4号建築物に限る) 多治見市都市計画部開発指導課	(土木系工作物に限る) 岐阜県多治見建設事務所
	(4号建築物以外の建築物) 岐阜県東濃建築事務所	
各務原市内	(4号建築物に限る) 各務原市都市建設部建築指導課	(土木系工作物に限る) 岐阜県岐阜建設事務所
	(4号建築物以外の建築物) 岐阜県岐阜建築事務所	
その他の 市町村内	岐阜県岐阜建築事務所 ・ 西濃建築事務所 ・ 中濃建築事務所 ・ 東濃建築事務所 ・ 飛騨建築事務所	(土木系工作物に限る) 岐阜県岐阜建設事務所 ・ 大垣建設事務所 ・ 指斐建設事務所 ・ 美濃建設事務所 ・ 八幡建設事務所 ・ 可茂建設事務所 ・ 多治見建設事務所 ・ 恵那建設事務所 ・ 萩原建設事務所 ・ 高山建設事務所 ・ 古川建設事務所
総合的な 相談窓口	岐阜県基盤整備部建築指導課 ☎ 058-272-1111 (内線3784)	

(様式第一号)

(A 4)

届出書

知事
市区町村長 殿

平成 年 月 日

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) _____ 印
 (郵便番号) _____ 電話番号 _____
 住所 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

①工事の名称 _____

②工事の場所 _____

③工事の種類 _____

建築物に係る解体工事 建築物に係る新築又は増築の工事建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

④工事の規模

建築物に係る解体工事 用途 _____、階級 _____、工事対象床面積 _____ m²建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____、階級 _____、工事対象床面積 _____ m²

建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途 _____、階級 _____、請負代金 _____ 万円

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 _____ 万円

⑤請負・自主施工の別: 請負 自主施工

2. 元請業者 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

①氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) _____
 (郵便番号) _____ 電話番号 _____

②住所 _____

③許可番号 (登録番号) _____

建設業の場合建設業許可 _____ 大臣 知事 _____ 号

主任技術者 (監理技術者) 氏名 _____

解体工事業の場合

解体工事業登録 _____ 知事 _____ 号

技術管理者氏名 _____

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日

(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

平成 年 月 日

4. 分別解体等の計画等

建設物にかかる解体工事については別表1建築物に係る新築工事等については別表2建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3

により記載すること。

5. 工程の概要

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

欄には、該当箇所「レ」を付すること。

※受付番号 _____

行政ニュース

別表1

(A 4)

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造※		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()		
建築物に関する調査の結果		建築物の状況		
		周辺状況		
		作業場所の状況		
		搬出経路の状況		
		残存物品の有無		
		付着物の有無		
		その他()		
工事着手前に実施する措置の内容		作業場所の確保		
		搬出経路の確保		
		残存物品の搬出の確認		
		その他()		
		工事着手の時期※		平成 年 月 日
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法	
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	⑤その他()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序		□上の工程における①→②→③→④の順序 □その他() その他の場合理由()	}	
建築物に用いられた建築資材の量の見込み※		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
		□コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input checked="" type="checkbox"/> ⑤
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input checked="" type="checkbox"/> ⑤
		□建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input checked="" type="checkbox"/> ⑤

(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他

備考

*以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表2

(A 4)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類※	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材			
建築物に関する調査の結果	建築物の状況			
	周辺状況			
	作業場所の状況			
	搬出経路の状況			
	付着物の有無(修繕・模様替工事のみ)			
	その他 ()			
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保			
	搬出経路の確保			
	その他 ()			
工事着手の時期※	平成 年 月 日			
工程ごとの作業内容	工程	作業内容		
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分(注)
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他				
備考				

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

行政ニュース

別表3

(A 4)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)※	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()			
工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他			
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)※	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材			
工作物に関する調査の結果	工作物の状況			
	周辺状況			
	作業場所の状況			
	搬出経路の状況			
	付着物の有無(解体・維持・修繕工事のみ)			
	その他()			
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保			
	搬出経路の確保			
	その他()			
工事着手の時期※	平成 年 月 日			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法(解体工事のみ)	
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()			
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)※	トン			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種別と量の見込み(全工事並びに特定の建物資材が使用される工作物の区分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ))	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
	<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
	<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
	<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
備考				

*以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

平成14年度事業概要について

岐阜市環境部 環境管理課廃棄物指導係

激動な21世紀の幕開けとなった昨年、本年は昨年のような暗いニュースがないよう願いたいものです。

さて、本市も昨年環境への配慮を更に進めるために環境マネジメントシステムの国際規格（ISO14001）の認証を取得しました。

取得したことにより、環境に配慮した事業活動を推進し環境負荷の低減をはかるため省エネ、省資源等の取り組みを継続的に実施することにより、市民、事業者も一体となってこの事業に取り組んでいただき、前世紀の大量廃棄時代から今世紀は大量リサイクル時代を構築していかなければなりません。

なお、本年における当市の業務内容は次のとおりです。

1 産業廃棄物排出事業者に関する事項

①事業場立入検査

- ・産業廃棄物管理状況確認
- ・委託契約書、マニフェスト交付、保管状況確認
- ・汚泥、鉱さい等の溶出試験検査

②産業廃棄物処理計画書作成、管理責任者設置の指導

③各種報告に関する指導

- ・特別管理産業廃棄物処理実績報告書
- ・P C B 廃棄物の保管状況報告書

④焼却施設に関する指導

- ・産業廃棄物処理施設に該当する施設に対し、ダイオキシン類の自主測定、構造基準、維持管理基準の遵守指導
- ・上記以外の施設に対し、産業廃棄物処理基準に合致する維持管理指導
- ・ダイオキシン類行政検査

2 産業廃棄物処理業者に関する事項

①処理場立入検査

- ・産業廃棄物保管状況、処分状況確認
- ・マニフェスト送付、保管状況確認
- ・汚泥、鉱さい等の溶出試験検査
- ・最終処分場の排水検査及び周辺の井戸水検査
- ・産業廃棄物処理基準に合致する維持管理指導

②各種報告に関する指導

- ・産業廃棄物、特別管理産業廃棄物運搬実績報告書
- ・産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理実績報告書

③焼却施設に関する指導

- ・廃棄物焼却施設の構造基準の変更
- ・ダイオキシン類自主測定、構造基準、維持管理基準遵守指導

④ダイオキシン類行政検査

3 不適正処理防止に関する事項

各種パトロール

- ・環境衛生週間の不法投棄防止集中パトロール
- ・岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱に基づく合同パトロール
- ・当部局による定期パトロール

4 建設工事の廃棄物処理に関する事項

岐阜市が行う公共事業から発生するすべての産業廃棄物について、処理計画書を作成し適正処理の推進を図り、さらに、できる限り再生利用を指導する。

5 その他

- ・適正処理に関する啓発チラシ等の作成
- ・建設リサイクル法の施行とともに、産業廃棄物の再資源化等の適正処理及び不適正処理の監視指導

産業廃棄物処理業等許可申請の手続きについて ～岐阜市～

ご存じのように、新たに産業廃棄物の処理を業として行うには許可が必要ですし、岐阜県内全域で業を行うには岐阜県許可とともに岐阜市許可が必要です。

また、現在産業廃棄物処理業の許可を取得されて業を行っている方が、現有許可の有効期限後も引き続き業を行う場合や、事業範囲を追加する場合も改めて許可が必要です。

更には、法で定める産業廃棄物処理施設を設置したり、あるいは譲受け・借り受けようとする場合にもそれぞれ許可が必要です。

許可申請時の添付書類の様式や申請方法等は、許可県市によって少しずつ異なりますので、許可申請する県または市にて最新の許可申請用紙を取り寄せの上、申請を行ってください。

岐阜市の場合、許可申請用紙一式は、岐阜市役所南庁舎内 環境部環境管理課 廃棄物指導係にて用意してあります。また、郵送請求の場合は、必要な許可申請書の種類を明記のうえ、送り先を記載した160円分の切手を貼ったA4サイズの返信用封筒を同封の上担当係宛郵送されれば、折り返し許可申請用紙等一式を送付します。

1 許可に必要な書類等

岐阜市よりお渡しする許可申請用紙一式の他に、以下の書類については各申請者にて各関係機関より取り寄せのうえ添付が必要です。（「 」内は請求先）

①環境省令に規定する者について、本籍地の記載された住民票	『市町村役場』
外国人の場合は、登録原票記載事項証明書など	『市町村役場』
②環境省令に規定する者について、登記事項証明書	『東京法務局』
③〈法人の場合〉登記簿謄本	『法務局』
④〈法人の場合〉直前3年の法人税の納税証明書	『税務署』
〈個人の場合〉直前3年の所得税の納税証明書	『税務署』

なお、②の登記事項証明書の詳しい内容及び請求方法等については、当会報第46号30ページの内容を参考にしていただか、最寄りの法務局・地方法務局・その支局等にお尋ねください。

また、その他添付書類や提出部数等については、岐阜市よりお渡しする「許可申請に係る添付書類一覧」等にて確認のうえ添付してください。

2 講習の修了

許可申請に先だって規定の有効な講習を受講済みであるとともに、許可申請書には、講習の修了証の写しを添付することが必要です。

許可を受けようとする許可の種類に応じて、受講すべき課程が異なりますし、また、受講した講習の種類によって有効期限も異なりますので、受講の課程及び種類にはくれぐれも注意願います。

特に更新許可申請の場合、申請間際になって、必要な講習を未受講であることに気づいての遠隔地での受講といったケースも見受けられますので、余裕を持った受講の計画を立ててください。

なお、講習会の有効期限は、新規用の許可申請に係る講習会を受講済みの場合は修了年月日より5年、更新用の許可申請に係る講習会を受講済みの場合は修了年月日より2年であり、新規許可申請の場合は申請受理日時点、更新許可申請の場合は現有許可の有効年月日時点に

おいて有効な講習を修了済みであることが必要です。

講習の日程・会場等については(社)岐阜県産業環境保全協会宛問い合わせてください。

3 更新許可申請書提出の目処

受理した後の許可申請書の審査や、許可証の作成には、相当の日数を要します。

更新許可申請の場合、最近、現有許可の有効年月日間際になっての駆け込み申請がまま見受けられますが、審査事務及び許可証の交付は、原則として新規・更新等に関わらず受理した順となりますので、遅くとも現有許可の有効年月日の1ヶ月半前には許可申請書を提出できるように心がけてください。〈県の場合、2ヶ月前です。〉

なお岐阜市では、現有許可の有効月の3ヶ月前の月末頃に葉書にて更新許可申請の案内をしておりますが、許可の有効期限については各自にて日頃より注意願います。

4 変更・廃止の届出の場合

次のような場合には、変更あるいは廃止の届け出が義務づけられています。

例1 住所や、電話番号等に変更があった場合。

例2 収集運搬業において、事業に使用する車輌を追加した場合、または廃車した場合。

例3 法人において、法人名や組織、あるいは代表者や、役員に変更があった場合。

例4 事業を廃止した場合。

例5 許可を受けている事業の一部を廃止または休止した場合。

その他、法や規則で定める事項について変更があった場合。

なお、変更・廃止の内容に応じて届出書に添付する書類は異なります。

不明な点等については、下記の担当部署まで問い合わせてください。

《担当部署》

岐阜市許可・届け出に係るもの

岐阜市環境部 環境管理課 廃棄物指導係

〒500-8720 岐阜市神田町1-11 岐阜市役所南庁舎内

(TEL 058-265-4141 内線6267~8)

岐阜県許可・届け出に係るもの

岐阜県健康福祉部	廃棄物対策課	(TEL 058-272-1111)
または 以下の各地域振興局		
岐阜地域振興局	環境課	(TEL 058-264-1111)
西濃地域振興局	環境課	(TEL 0584-73-1111)
西濃地域振興局揖斐事務所	環境課	(TEL 0585-23-1111)
中濃地域振興局	環境課	(TEL 0574-25-3111)
中濃地域振興局武儀事務所	環境課	(TEL 0575-33-4011)
中濃地域振興局郡上事務所	環境課	(TEL 0575-67-1111)
東濃地域振興局	環境課	(TEL 0572-23-1111)
東濃地域振興局恵那事務所	環境課	(TEL 0573-26-1111)
飛騨地域振興局	環境課	(TEL 0577-33-1111)
飛騨地域振興局益田事務所	環境課	(TEL 0576-52-3111)

岐阜県許可に係る申請・届け出方法や提出先等については、上記の岐阜県の所管の担当部署に問い合わせてください。

わがまちの産業廃棄物問題と対策

わがまちの環境美化と ごみ減量化対策



糸貫町長 内藤正行

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から生活環境の保全と産業廃棄物の適正処理に格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本町は、岐阜県の南西部、本巣郡のはば中央に位置し、県都岐阜市に隣接しその中心部及び大垣市まで、それぞれ12kmと恵まれた立地条件にあります。

町の人口約12,000人、世帯数約3,300世帯、町域面積15.86km²で地形は平坦であり、本巣町山口付近を頂点とする根尾川扇状地で形成されています。この肥沃な耕地から糸貫町特産の富有柿やイチゴ・花き等の施設園芸を中心とした都市近郊型農業が行われています。

さて本町では、総合的環境美化を促進するために「糸貫町きれいなまちづくり条例」を制定し、この条例の施策の一環として環境月間である6月第1日曜日と環境衛生週間の10月第1日曜日・町民運動会前の年2回、全町一体となって行う一斉清掃、糸貫クリーンデーを実施しごみに対する意識の高揚を図り、清潔で住み良いまちづくりを目指しています。

また、家庭から排出されるごみの分別につきましては、可燃ごみ・資源ごみなど13種類に分類し、町民、各地区のステーション回収による自治会、集団回収等小中学校、PTAなどの協力によって、資源循環型社会に向け取り組んでいます。

平成12年7月から県内でもいち早く取り組みました容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装につきましては、食料品・日用品の容器やレジ袋・トレイ等種類や材質が多岐にわたっているため、住民への周知として、対象品目、分別方法等を町広報誌に掲載するとともに、町内全域を対象とした地元説明会を開催し分別収集の徹底を図りました。初年度は、月1回の収集でしたが、住民のごみの減量、リサイクル意識の高揚による排出量の増加によって現在は、月2回の収集を行っており、1回の収集で2tを越える量となっています。

さらに、微量ながらも水銀が含まれていて環境への影響があることから、蛍光灯・乾電池の分別回収についても平成13年7月から実施し、水銀・ガラス等のリサイクルに取り組んでいます。

今後、可燃ごみの中でも生ごみについては、生ごみ処理機等の購入助成をさらに推進し減量に取り組んでいますが、容器包装リサイクル法の対象品目で可燃ごみの中で多くを占める紙製容器包装の分別収集に取り組むことなど重要な課題となっています。

終わりにあたり、本町における廃棄物処理を円滑に行うためにも引き続き貴協会のご指導をお願い申し上げるとともに、貴協会の益々のご発展と会員皆様のご活躍を祈念申し上げます。

「ゴミ処理体制と意識改革」



岩村町長 山上 哲司

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃より生活環境の保全と産業廃棄物の適正な処理につきまして、格別のご支援ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本町は、県の東南端恵那郡の南部に位置し、町の中心部の標高は517mと夏は涼しく冬は寒冷な、周囲を山に囲まれた盆地ではほぼ中央を南から北へ木曽川水系の岩村川が貫流しています。面積は34.36km²で雄大な森林が町面積の70%弱を占め、人口5,690人の町で、平成10年4月に町並みが「重要伝統的建造物群保存地区」として国の選定をうけました。

さて、本町における一般廃棄物処理は、可燃ゴミ、資源ゴミにつきましては、恵南5町村で構成している恵南衛生センターで、不燃ゴミについては、それぞれの町村で処理をしていました。しかし焼却施設の老朽化に伴い、新しくダイオキシン対策を配慮した流動熱分解溶融方式によるゴミ焼却施設とリサイクルプラザ棟を併設しました。

この施設は、ゴミの減量化と再資源化を図る目的で、施設名も恵南福祉保健衛生施設組合「恵南クリーンセンター あおぞら」と名称も改められ、平成12年度より恵南統一した分別方法で、また、ゴミ袋も4種類から5種類となり、粗大ゴミについては町村それぞれ

処理形態が違うため、シールの添付を導入いたしました。ハイテク技術の施設であるため、ゴミの減量、高価値のリサイクル製品、また施設の延命のためにも、「きまり」を守った分別・搬出をしていかなければなりません。それには町民に情報提供をし、住民意識の高揚を図っていくことは行政の責務であります。

ゴミの減量化対策として、ボカシによる生ゴミの堆肥化、電気式生ゴミ処理機に購入費用の1/2(15,000円限度)助成し、ゴミの減量化も図っています。

また、小中学校PTA・子ども会による、新聞紙・雑誌・段ボール等の資源回収にも奨励金を交付し、再資源化を図っています。

家電リサイクル法の施行に伴い不法投棄が懸念される当町も、「空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」を恵那市・恵南5町村広域で昨年4月に同時施行しました。

本町の一部の地域では、別荘が多く住民登録がなされていない人がほとんどであり、ゴミに関してのマナーも悪く、隣接地区からゴミの苦情が多く寄せられていました。それでこの地域を「空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」の重点地域に指定し、「一般家庭ゴミ種類別の出し方のお知らせ」の看板設置等を行い、環境問題に取り組んでおります。

このように町民、事業所、行政が一体となり、廃棄物に対する意識高揚を図り、それぞれの責任において、環境への負荷を少しでも軽減する施策を推進していく必要があります。

最後になりましたが、今後とも一層のご指導、ご協力をお願いし貴協会の益々のご発展と会員皆様方のご活躍を祈念申し上げます。

第25回通常総会を開催 平成14年度の事業計画・予算を決定 総会に統いて記念講演会

第25回通常総会が3月20日に「サンピア岐阜」において田代一弘岐阜県健康福祉環境部環境局長、ほか多数のご来賓ご臨席のもと盛大に開催されました。

総会では中本貞実理事長が次のとおりご挨拶を申しあげました。



第25回通常総会

中本理事長挨拶

本日、ここに第25回通常総会を開催いたしましたところ、来賓各位をはじめ、会員皆様の多数のご出席を頂き、盛大に挙行することができましたことは、誠にありがとうございました。御礼申しあげます。

当協会は、平成元年に県、市町村をはじめ、県内産業界挙げてのご支援により「環境を守り、産業を支える」を合い言葉に、処理業者、排出事業者、行政の三者の構成により誕生致し、以来、適正処理の推進、産業廃棄物対策基金の造成、教育研修、県民に対する啓発普

及活動等に、会員が一丸となって取り組んで参りました。その後、社会情勢の変化にともない、当協会の在り方が検討され、平成9年第16回通常総会において、産業廃棄物業界主体の団体として、名称を「岐阜県産業環境保全協会」と改め再発足して以来、皆様とともに社会の期待に応え、設立目的に向かって活動し発展、成長してまいりました。これもひとえに、県ご当局をはじめ、関係行政機関、産業界等関係各位の暖かいご理解とご支援の賜ものと心から感謝申し上げる次第でございます。

21世紀は環境の時代といわれ、環境問題は、次の世代のために環境を守り、資源の節約をはかり、将来にわたり持続的な発展を維持出来る社会へ構造転換をはかるために、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型社会の見直しが求められており、人間と自然環境との共存は人類共通の問題として地球的規模で考えなければならない時代となっております、このため、世界的、国家的レベルで、そして、地域の問題として「社会」と「環境」との調和をはかるための対策がはかられております。国においても2000年を循環型社会形成元年と位置づけ「循環型社会形成推進基本法」の制定、「廃棄物処理法」及び「再生資源リサイクル法」の改正、「建設工事に係る資材のリサイクル法」の施行等、廃棄物関連法が整備され、循環型社会形成に新たな施策がはかられています。

また、県におかれましても、「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」を制定され、美しく豊かで快適な生活環境を保全し、美しい「ひだ、みの」づくりを促進するための施策がはかられております。

こうした法令の整備により、産業廃棄物対策にかかる懸案諸問題の解決がはかられることと期待するものであります。

なかでも、産業廃棄物最終処分場、中間処理施設等の逼迫状態を解決することが緊急の課題となっております。とくに最終処分場の逼迫は、誠に厳しい状況にあり、このまま推移すれば、岐阜県産業の存立の危機を迎えるのではないかとの切迫感があります。廃棄物の抑制とリサイクル化とともに最終処分場設置への対策が必要であります。しかし、産業廃棄物処理についての、この緊急課題に対する地域住民の理解は、極めて難しい現状にあります。マスコミ等によって連日のように報じられる不法投棄、不適正処理の問題に象徴されるように、最終処分場対策は誠に憂慮されるものであります。

こうした大変厳しい社会情勢のもとで産業環境を守り、岐阜県産業の活性化をはかるという当協会の事業目的を達成するため、会員の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申しあげます。

本日の総会は、平成14年度の事業計画、及び平成14年度収支予算について、ご審議いただき、ご承認をお願いするものでございます。ご承認をいただきますこれらの事業計画、収支予算をもとに、本年度も会員の皆様のご賛同を得ながら積極的に事業の推進をはかってまいります。

本日は、この総会におきまして産業廃棄物業務に永年にわたり、勤務されました方々創

意工夫及び関連業界育成にご尽力下さいました方々をご顕彰申しあげそのご功績にたいし皆様とともに感謝を申し上げたいと存じます。

終わりにあたりまして、本日、ご多忙のなかご臨席賜りましたご来賓の皆様に対し、心から感謝し、お礼を申しあげますとともに、今後とも、当協会に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申しあげ、ご挨拶といたします。

平成14年3月20日

理事長 中本 貞実



つづいて産業廃棄物関係功労者の表彰式が行われた。続いて来賓祝辞に移り、梶原拓岐阜県知事祝辞を田代一弘環境局長が代読、牛丸文夫岐阜県警察本部生活保安課長が祝辞を述べられ、宮嶋一弘岐阜県議会議長からの祝電を披露した後議事へと進められました。

議事は株式会社粥川商店代表取締役粥川長司氏を議長に選出し、第1号議案平成14年度事業計画、第2号議案平成14年収支予算について慎重に審議され、いづれも原案どおり可決承認されました。

功労者の表彰

当協会の表彰制度による平成13年度産業廃棄物業務功労者に対する理事長表彰が第25回通常総会の席上で行われました。

栄えある受賞者は次の方々です。

(敬称略)

○永年勤続功労

サトマサ(株) 営業部長	加藤秀一
日本ウエストン(株) 常務取締役	上田豊郷
(株)名見	木下治明
河村製紙(株) 代表取締役社長	河村邦彦

協会だより

武勝製紙㈱ 代表取締役社長 武井忠彦
日本環境㈱ 係長 伊藤光夫
後藤建材(有) 工場長 江崎勝美
(株)粥川商店 運搬2課長 米倉善一



功労者表彰

○創意工夫功労

- ・団体の部

(株)佐合木材

- ・個人の部

寿和工業(株)

取締役営業部長

齋丸栄久

環境検査課長

比土平博満

総務部次長

中嶋善明

○関連業界育成等

- ・団体の部

日の出生コンクリート株式会社

- ・個人の部

関連合刃物協同組合理事長 炭竈利夫

第25回通常総会記念講演会

第25回通常総会後、引き続いて午後3時10分から循環資源研究所所長村田徳治氏を講師にお迎えし、講演テーマは、「循環型社会形成推進基本法と産業廃棄物について」と題して1時間30分にわたり、大変貴重で有意義な



加藤秀一



上田豊郷



木下治明



河村邦彦



武井忠彦



伊藤光夫



江崎勝美



米倉善一



齋丸栄久



比土平博満



中嶋善明



炭竈利夫

ご講演をいただきました。講演の要旨につきましては、紙面の都合により次号でご紹介致します。

第7回理事会開催

平成13年度第7回理事会が平成14年2月20日(水)午後2時から岐阜市内「岐阜県県民ふれあい会館特別会議室」において開催され、次の議案が審議されいずれの議案も全員一致で原案どおり可決承認され、第1号議案、第2号議案については、次回開催の第25回通常総会に提案することに決定されました。

第1号議案 平成14年度事業計画について

第2号議案 平成14年度収支予算について

- 第3号議案 平成13年度優良会員等表彰者の選考について
第4号議案 第25回通常総会の開催について
第5号議案 役員の選任について
第6号議案 委員会の委員構成について
第7号議案 新規加入会員の承認について



第7回理事会

新理事の紹介

平成14年2月20日開催の第7回理事会において、理事、賛助会員西濃地域産業廃棄物処理推進協議会会长曾我部誠氏が退任され、後任会長の澤田義弘氏（写真）が新理事に就任されましたのでご紹介します。



各委員会開催

平成14年1月28日、29日各委員会が市内「レストランフジ会議室」において開催され、平成14年度各委員会の事業計画（案）等が審議されました。

第3回適正処理委員会

（1月28日午前10時30分から）

- 平成14年度事業計画（案）について
- 平成13年度優良会員等表彰候補者推薦状況について
- 平成13年度第7回理事会開催（案）について
- その他情報交換について

第3回総務委員会

（1月28日午後1時30分から）

- 平成14年度事業計画（案）について
- 平成13年度優良会員等表彰候補者推薦状況について
- 平成13年度第7回理事会開催（案）について
- その他情報交換について

第4回広報編集委員会

（1月29日午前10時から）

- 「ぎふ保全協会報」第50号の編集方針について
- 平成14年度事業計画（案）について
- 平成13年度優良会員等表彰候補者推薦状況について
- 平成13年度第7回理事会開催（案）について
- その他情報交換について

第3回研修指導委員会

（1月29日午後1時30分から）

- 平成14年度事業計画（案）について
- 平成13年度優良会員等表彰候補者推薦状況について
- 平成13年度第7回理事会開催（案）について
- その他情報交換について

新委員の紹介

平成14年2月20日開催の第7回理事会において、委員会の構成員である賛助会員団体の代表者の異動があり、総務委員会委員、西濃地域産業廃棄物処理推進協議会会长曾我部誠氏が退任され、後任会長の澤田義弘氏が新委員に選任され、就任されましたのでご紹介します。

平成14年度 事業計画

さる3月20日開催された第25回通常総会において平成14年度事業計画及び収支予算が審議され、全会一致で原案どおり承認されました。協会事業の推進は、次の基本方針に沿って進められます。以下に平成14年度事業計画をご紹介します。

第1 基本方針

21世紀を迎え、環境問題は、私達にとって環境を保全し資源の節約を図り、将来にわたり持続的に発展することが出来る社会へ構造転換を図り地球環境を保全するために、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型社会の見直しが求められています。こうした方向の中で産業廃棄物についても、発生の抑制を図るとともにこれを資源として有効に活用する循環型社会経済システムへの転換を図っていくなければなりません。しかし、発生の抑制、リサイクル等を促進し廃棄物の減量化が図られても、なお発生する廃棄物を適正に処理するための産業廃棄物処理施設（最終処分場・中間処理施設）が確保されなくては健全な産業活動や良好な生活環境を維持することは困難であります。

当協会は、その処理施設の確保と適正処理を主な目的として創立され、以来13年間にわたり活動して参りました。

この間、国では、平成9年6月の「廃棄物の減量化・リサイクルの推進」等を柱とした廃棄物の処理及び清掃に関する法律の大改正に統いて、2000年を循環型社会形成元年と位置づけ「循環型社会形成推進基本法」をはじめ「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」が本年5月に全面的に施行されます。また県におかれても平成13年3月「岐阜県環境基本計画」を策定され、国、県ともに廃棄物処理関係法令等が整備されました。こうし

た法令等の施行、改正に係る内容の周知啓発、普及推進を積極的にはかります。

しかしながら処理施設の処理容量の逼迫状態はより一層厳しさを増しており危機的状況にありますが、施設の建設、確保に対する地域住民の理解を得ることは依然として困難な状況となっております。生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的な活用を図り、県民福祉の向上に寄与することを目的とする当協会に対する県民の期待に応えなければなりません。

以上の状況から、平成14年度においてもこうした期待に応えるため、次の基本方針を掲げ諸事業を積極的に推進します。

基本方針

1. 共同処分場の設置推進
2. 組織の強化・活性化の推進
3. 産業廃棄物の適正処理・リサイクル利用等の推進
4. 公益的事業の拡充

第2 事業計画

第1「基本方針」に従い、平成14年度において取り組む個別事業の計画を次の通り定め、多様化する社会情勢に留意しながら、効率的な事業運営に努めます。

1. 組織強化事業

平成9年度の定款変更により業界主体の会員構成のもとで、本協会の社会的地位の確立と発展を期するため、次により組織の拡大強化をはかります。

- (1) 前年に引き続き、正会員、特に許可業者及び賛助会員の福利厚生事業等を図り、加入促進を展開します。
- (2) 増大する事務の円滑な処理と将来対策としてOA化・情報化等を推進し事務の充実、強化をはかります。

2. 調査研究事業

産業廃棄物対策についての調査・研究等並びに、会員又は関連業界等の動勢を調査・把握をしながら、協会活動に反映させます。また、会員の処理技術、知識の向上を期して、各種研究機関等との連携を深めます。

3. 教育研修事業

- (1) 各種研修会、施設等の視察、講演会等を随時開催し、会員の知識・技術習得の機会を設けます。
- (2) 処理技術の多様化、高度化に対応するために、会員の要請に応じた専門研修会等を開催します。
- (3) 正会員に産廃専門雑誌「インダスト」を毎月配布します。
- (4) 会員に関係条例・規則・指導要綱等の改正に対応した、規程集を編集し配布します。
- (5) 会員に産廃手帳（2003年版）を配布します。

4. 相談指導事業

協会設立の趣旨に沿い幅広く会員の相談に応ずるほか、必要に応じ資料を提供します。また、排出者、一般県民から寄せられる相談についても積極的に対応します。

5. 啓発普及事業

本協会に加入していない許可業者、排出業者等に対し産業廃棄物に関する正しい理解を深めるため、「地球環境村ぎふフェア」、県民運動等への参加、啓発資材等の提供等を行います。

6. 共同設置・技術援助事業

「財团法人地球環境村ぎふ」及び会員の行う共同産業廃棄物処理施設設置運営、または

技術援助等に協力します。

7. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）頒布事業

法改正により、産業廃棄物管理票が全産業廃棄物に義務づけられ強化されたことに伴い、頒布事業の拡大による管理体制の強化、資料等を配布し啓発普及をはかります。

8. 巡回指導事業

パトロール車等による自主巡回指導を実施します。また、岐阜県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会による巡回指導を実施し、適正処理の指導をはかります。

9. 経営改善指導事業

産業廃棄物処理業の経営改善のため、研修事業と提携し、関連研修会、講習会等を開催します。また、個別の相談事業又は情報提供について適宜対処します。

10. 広報誌等発行事業

- (1) 会員及び関係者に「ぎふ保全協会報」を年4回定期的に発行し配布します。
- (2) 会員及び関係者に「協会要覧」（兼会員名簿・許可業者名簿）を年1回発行し配布します。
- (3) 会員に協会ニュースを隨時発行し配布します。

11. 協力交流事業

- (1) 財団法人日本環境衛生センター、財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、社団法人全国産業廃棄物連合会、及びその下部団体並びに関連団体との交流をはかり相互理解協力に努めます。
- (2) 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業に関する各種講習会等の実施に協力します。

12. 表彰事業

通常総会の席上で優良会員等を表彰しその功績を顕彰します。

13. その他関連事業

その他必要な事業について、理事会の議を経て実施します。

新規加入会員の紹介

平成13年度第7回理事会を平成14年2月20日開催し次のとおり新規入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
株式会社川村産業 ☎058-398-7686	代表取締役 川村壮毅	〒501-6332 羽島市堀津町須賀北2-104-2	収集運搬業 中間処理業
有限会社ゼンユ一 ☎052-622-5551	代表取締役 上林晃	〒459-8001 名古屋市緑区大高町字西正光寺22	収集運搬業
有限会社日行重機工業 ☎0573-68-6180	代表取締役 日下部孝行	〒509-9131 中津川市千旦林1707-4	収集運搬業

〈賛助会員〉

社名・TEL	代表者	住所	備考
加藤恭子(加藤行政法務事務所) ☎058-252-0116	——	〒500-8883 岐阜市吾妻町1-34	
中田義弘(中田行政書士事務所) ☎0573-65-8803	——	〒508-0011 中津川市駒場1585-13	
株式会社アグロジャパン ☎0584-28-0178	代表取締役 竹中照明	〒503-2302 安八郡神戸町大字田372	

平成13年度第8回理事会を平成14年3月25日(書面表決)開催し次のとおり新規入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
西建産業株式会社 ☎0585-22-2411	代表取締役 宗宮道郎	〒501-0622 揖斐郡揖斐川町脛永1645-1	収集運搬業
有限会社飛驒メンテナンス ☎0576-55-0295	代表取締役 今井源雄	〒509-2519 益田郡萩原町奥田洞110-2	収集運搬業 賛助会員より移籍

〈賛助会員〉

社名・TEL	代表者	住所	備考
有限会社小川建材 ☎0575-33-2611	代表取締役 小川美鈴	〒510-3714 美濃市曾代350	
新興自動車株式会社 ☎0577-33-0032	代表取締役 井口克代	〒506-0808 高山市松本町2218-1	
八進倉庫運輸株式会社 ☎058-326-5101	代表取締役 川口富雄	〒501-0234 本巣郡穗積町牛牧511-1	

参考 会員の移動状況

会員区分	12月13日現在	入会数	退会数	3月25日現在	増減
正会員	336	5	4	337	1
賛助会員	108	6	1	113	5
特別会員	2	—	—	2	—
合計	446	11	5	452	6

(財)地球環境村ぎふとの情報交換会 及び懇談会開催

(財)地球環境村ぎふとの情報交換会及び懇談会が下記により開催され当協会から中本理事長・林専務理事が出席しました。

記

1. 日時 2月18日(月) 16:00から
2. 場所 ホテルグランヴェール岐山
3. 内容
 - (1) 岐阜圏域地球環境村整備に係る進捗状況について
 - (2) 廃棄物処理に関する相互の情報交換

全国正会員事務局責任者会議開催

社団法人全国産業廃棄物連合会正会員事務局責任者会議が平成13年12月21日(金)午後1時30分から東京・虎ノ門パストラル「けやき」において、各協会の専務理事・事務局長が出席して開催され、当協会からは、林専務理事が出席しました。

会議の主な内容は、下記のとおりです。

1. 平成14年度講習会変更の趣旨について
社団法人全国産業廃棄物連合会専務理事
大塚 元一
2. 平成14年度講習会について
財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
 - 常務理事 横野 克巳
 - 教育研修部長 竹内 敏
 - ①平成14年度講習会の開催計画・運用及び平成13年度との相違点等について
 - ②都道府県・政令市へのアンケート調査中間報告について
3. その他連合会配布資料等について
 - ①医療廃棄物適正処理推進プログラム（A D P P）事務取扱いについて
 - ②今後の連合会行事予定について

③その他

4. 協会運営に関する各正会員との意見交換
5. その他

全国正会員事務局責任者会議開催

社団法人全国産業廃棄物連合会正会員事務局責任者会議が2月8日(金)午後1時30分から、東京・日本海運俱楽部2Fホールにおいて開催され、林専務理事が出席しました。会議では下記の議題について協議されました。

記

1. 産廃情報ネットについて
財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
木下 正明 常務理事
2. 平成14年度事業計画案・予算案の基本方針について
3. 全国正会員会長・理事長会議について
4. 建設副産物情報交換システムについて
国土交通省総合政策局建設業課
藤井 元生 建設副産物企画官
5. その他報告事項
 - ①実務研修会の開催について
 - ②産業廃棄物税について
 - ③産業廃棄物処理業の許可申請に係る提出書類について
 - ④会員企業の不祥事に対する対応状況について
6. 協会運営に関する情報交換
7. その他

全国正会員会長・理事長会議開催

社団法人全国産業廃棄物連合会全国正会員会長・理事長会議が下記にて開催され、中本

貞実理事長が出席し協議されました。

記

1. 日時：平成14年2月15日(金)

会議13:00~16:00

2. 会場：ホテルニューオータニ本館1F
「楓の間」

3. 議題

- ・産業廃棄物処理行政について状況説明
環境省大臣官房廃棄物
 - ・リサイクル対策部 由田課長
- ・財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター概況説明
- ・財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団概況説明
- ・ADPP状況報告
- ・産業廃棄物処理業界の健全化について

会議終了後平成13年度生活環境改善事業功労者に対する環境大臣表彰について表彰式が行われ当協会副理事長清水正靖氏に伝達されました。

石膏ボードリサイクルプラントの見学会開催

当協会正会員玉田建設株式会社が、県内で初めて石膏ボード端材分離装置を導入した石

膏ボードリサイクルプラントの見学会を下記にて開催し、中本理事長ほか当協会会員140名が参加しました。



石膏ボードリサイクルプラントを見学する協会員

記

1. 日 時：平成14年1月23日(水)

午前10時~12時

2. 観察場所：玉田建設株式会社

リサイクル事業部

岐阜リサイクルセンター
(岐阜市大洞4-142)

*廃石膏ボード及び新築現場から排出される石膏ボードを石膏ボード端材分離装置により、リサイクル原料として再利用。

お知らせ

協会のホームページ開設

お待たせしました。当協会のホームページが本年4月より開設いたします。みなさまご利用ください。内容につきましては、今後、より一層みなさまのお役に立ちますよう充実を図ってまいります。

社岐阜県産業環境保全協会のホームページアドレス

URL : www.ccom.or.jp/gifu-hozan

平成14年度産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会並びに特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の変更概要

財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

当日廃振センターでは、平成4年度から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という)に基づき、環境大臣(前厚生大臣)認定『産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の新規および更新許可講習会』8課程、および『特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会』を合せて9課程の講習会を平成12年度まで実施してきました。

平成13年度からは、平成12年12月の廃棄物処理法施行規則の一部改正に伴い、大臣認定の条文が削除され、講習会名を『産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規および更新)』、および『特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会』に改めて実施しております。

これを機会に、当日廃振センターでは、産業廃棄物処理関係者の資質の向上を図るため、平成13年5月に学識経験者、行政、関係団体からなる『講習会検討委員会』を設置して講習会に関する検討を行い、その検討報告について都道府県・政令市からヒアリングおよびアンケート調査によりご意見を頂き、それらの結果を踏まえて、平成14年度講習会は下記の内容を変更しました。

1 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会

(1) 共通

- ① カリキュラムは廃棄物処理法の習得を重視したものに編成し、併せて、一部、科目名、科目時間を変更した。(54~57ページのとおり)
- ② テキストの内容は、実務に役立つ内容とし、また、処理業講習会テキストの種類は、収集・運搬課程、処分課程および資料集の3種類として、産業廃棄物処理業講習会用と特別管理産業廃棄物処理業講習会用、および新規講習会用と更新講習会用を共通化した。
- ③ カリキュラムの変更に伴い、受講料について3.3~28.3%値下げをした。(58ページのとおり)

(2) 新規講習会

産業廃棄物および特別管理産業廃棄物の処分課程講習会は、いずれも、収集・運搬課程講習会と同時期に開催することとし、両課程受講者は、共通科目を1回の受講で可能とした。

また、考查問題(4者択一問題の導入)、および合格基準(行政概論がある一定の点数に達しない場合は不合格とする)等を変更して、考查の基準を強化した。

(3) 更新講習会

産業廃棄物処理業と特別管理産業廃棄物処理業の区分を廃止して、収集・運搬課程講習会、処分課程講習会の2課程とし、産業廃棄物処理業者も特別管理産業廃棄物の知識を習得する講習会に変更した。また、このことにより、特別管理産業廃棄物処理業者の受講の機会を増やした。

2 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

- ① カリキュラムは、廃棄物処理法の習得を重視したものに編成し、併せて、一部、科目名(安全衛生管理→特別管理産業廃棄物概論、処理計画と実際→処理計画と管理)を変更した。また、講習会の理解度を確認する程度の考查を導入した(57ページのとおり)。
- ② カリキュラムの変更に伴い、受講料について3.0%値上げをした(58ページのとおり)。

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規)カリキュラム時間数増減表

科 目 名	産業廃棄物処理業						特別管理産業廃棄物処理業					
	現行	改定	増▲減	現行	改定	増▲減	現行	改定	増▲減	現行	改定	増▲減
行政概論	3	4	1	4	4	0	4	6	2	6	6	0
収集・運搬概論	2	0	▲2	—	—	—	3	0	▲3	—	—	—
処分概論	—	—	—	1	0	▲1	—	—	—	1	0	▲1
特別管理産業廃棄物概論	—	—	—	—	—	—	3	2	▲1	3	2	▲1
再生利用	—	—	—	2	2	0	—	—	—	2	2	0
収集・運搬各論(収集・運搬)	3	3	0	—	—	—	6	4.5	▲1.5	—	—	—
中間処理各論(中間処理)	—	—	—	6	5	▲1	—	—	—	8	7	▲1
最終処分各論(最終処分)	—	—	—	6	5	▲1	—	—	—	6	6	0
処理・処分計画	—	—	—	1	0	▲1	—	—	—	1	0	▲1
環境衛生概論(環境衛生)	2	2	0	2	2	0	4	2	▲2	4	2	▲2
安全衛生管理	1	1.5	0.5	1	1.5	0.5	2	3	▲1	2	3	▲1
安全管理特論	—	—	—	—	—	—	2	—	—	2	2	▲2
経営管理	1	1.5	▲0.5	2	1.5	▲1.5	1	2	▲1	2	2	▲2
業務管理	1	—	—	1	1.5	0.5	2	—	—	3	2	▲1
計測管理	—	—	—	1	1.5	0.5	—	—	—	3	2	▲1
修了考査	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0
計	14	13	▲1	28	23.5	▲4.5	28	20.5	▲7.5	43	33	▲10

※ ()内は14年度名称(案)

産業廃棄物処理業の新規講習会(収集・運搬/処分課程)カリキュラム【改定】

	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	14:00	14:30	15:00	16:00	17:00
1日目 (共通科目)	受付	開講式	行政概論 (240分)	休憩	行政概論 (続き)		昼休み	行政概論 (続き)	休憩	行政概論 (続き)	休憩	環境衛生 (120分)	休憩	環境衛生 (続き)	
2日目 (共通/収運)	安全衛生管理 (90分)	休憩	経営管理 (90分)	休憩	中間処理 (続き)		昼休み	収集・運搬 (180分)	休憩	収集・運搬 (続き)	休憩	休憩	休憩	休憩	休憩(収運)
3日目 (処分科目)	受付	中間処理 (300分)	休憩	休憩	中間処理 (続き)		昼休み	中間処理 (続き)	休憩	中間処理 (続き)	休憩	再生利用 (120分)	休憩	休憩	再生利用 (続き)
4日目 (処分科目)	計画管理 (90分)	休憩	最終処分 (300分)	休憩	最終処分 (続き)		昼休み	最終処分 (続き)	休憩	最終処分 (続き)	休憩	最終処分 (続き)	休憩	休憩	休憩(処分)

※ 休憩時間：10分

特別管理産業廃棄物処理業の新規講習会(収集・運搬/処分課程)カリキュラム【改定】

	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	12:00	12:30	13:00	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	17:00
1日目 (共通科目)	受付	開講式	行政概論 (360分)		休憩	行政概論 (続き)		昼休み	行政概論 (続き)		休憩	行政概論 (続き)		休憩	行政概論 (続き)
2日目 (共通)	環境衛生 (120分)	休憩	環境衛生 (続き)	休憩	休憩	業廃棄物概論 (120分)		昼休み	特別管理産業廃棄物概論 (続き)	休憩	休憩	安全衛生管理 (180分)	休憩	休憩	安全衛生管理(続き)
3日目 (共通/収運)	経営管理・ 業務管理 (120分)	休憩	経営管理・ 業務管理 (続き)	休憩	休憩	収集・運搬 (270分)		昼休み	収集・運搬 (続き)	休憩	休憩	休憩	休憩	休憩	休憩(収運)
4日目 (処分科目)	受付	中間処理 (420分)	休憩	中間処理 (続き)		昼休み	中間処理 (続き)		休憩	中間処理 (続き)	休憩	休憩	休憩	休憩	中間処理(続)
5日目 (処分科目)	最終処分 (360分)		休憩	最終処分 (続き)		昼休み	最終処分 (続き)		休憩	最終処分 (続き)	休憩	休憩	休憩	休憩	最終処分(続)
6日目 (処分科目)	計画管理 (120分)	休憩	計画管理 (続き)	休憩	休憩	再生利用 (120分)		昼休み	再生利用 (続き)	休憩	休憩	休憩	休憩	休憩	休憩(処分)

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(更新)カリキュラム時間数増減表

科 目 名	課 程 名	産業廃棄物処理業						特別管理産業廃棄物処理業						
		現行	改定	収集・運搬	増▲減	現行	改定	現行	改定	収集・運搬	増▲減	現行	改定	増▲減
産業廃棄物処理行政	1 0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0
産業廃棄物処理の実態と課題	1 0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0
(行政概論)	0 2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	2
産業廃棄物処理に係る論	1.5 0	1.5	0	▲1.5	1.5	0	▲1.5	1.5	0	▲1.5	1.5	0	▲1.5	0
安全衛生・経営管理論	0 1.5	1.5	0	1.5	0	1.5	0	1.5	0	1.5	0	1.5	0	1.5
収集・運搬の理論と実際	1.5 0	0.5	—	—	—	—	—	2	0	0	—	—	—	—
収集・運搬論(収集・運搬)	0 2	0	2	—	—	—	—	0	2	0	—	—	—	—
中間処理論(中間処理)	— —	—	—	1.5	2	0.5	—	—	—	—	2.5	2	▲0.5	—
再生利用	— —	—	—	1	1.5	0.5	—	—	—	—	1	1.5	0.5	—
最終処分論(最終処分)	— —	—	—	2	2	0	—	—	—	—	3	2	▲1	—
修了考査	1 1 0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0
計	6 6.5 0.5	9	10	1	6.5	6.5	0	11	10	▲1	—	—	—	—

※ 収集・運搬、中間処理は、安全管理を含む。
 ()内は14年度名称(案)

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新講習会(収集・運搬/処分課程)【改定】

		9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	14:00	15:00	16:00	17:00
1日目 (共通/收運)	受付	開講式	行政概論 (120分)	休憩	行政概論 (統き)	星休み	経営管理・業務 管理 (90分)	休憩	収集・運搬 (120分)	休憩	休憩	休憩	考査(取運)
2日目 (処分科)		中間処理 (120分)	休憩	中間処理 (統き)	星休み	再生利用 (90分)	休憩	最終処分 (120分)	休憩	最終処分 (統き)	休憩	休憩	考査(処分)

※ 休憩時間：10分

特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会カリキュラム時間数増減表

科 目 名	現行	改定	増▲減
行政概論	2	2	0
処理計画と管理	1.5	1.5	0
安全衛生管理	1.5	0	▲ 1.5
(特別管理産業廃棄物概論)	0	1.5	1.5
考査	0	1	1
計	5	6	1

※ () 内は14年度名称(案)

特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会【改定】

		9:00	9:30	10:00	11:00	12:00	13:00	14:30	16:00	17:00
受付	開講式	行政概論 (120分)	休憩	行政概論 (統き)	星休み	特別管理産業廃棄物概論 (90分)	休憩	処理計画と管理 (90分)	休憩	考査

※ 休憩時間：10分

平成14年度講習会受講料一覧表

課程名		14年度受講料		13年度受講料との比較		
		消費税含まず (円)	消費税含む (円)	受講料 (円)	差額 (円)	増減割合 (%)
新規	産収	29,000	30,450	30,000	△ 1,000	3.3
	産処	46,000	48,300	48,000	△ 2,000	4.2
	産収処	67,500	70,875	78,000	△ 10,500	13.5
規格	特収	44,000	46,200	47,000	△ 3,000	6.4
	特処	66,000	69,300	70,000	△ 4,000	5.7
	特収処	99,000	103,950	117,000	△ 18,000	15.4
更新	更収	19,000	19,950	20,000	△ 1,000	5.0
	更処	24,000	25,200	26,000	△ 2,000	7.7
	更収処	38,700	40,635	46,000	△ 7,300	15.9
新規	(特収)	19,000	19,950	22,000	△ 3,000	13.6
	(特処)	24,000	25,200	32,000	△ 8,000	25.0
	(特収処)	38,700	40,635	54,000	△ 15,300	28.3
特管責任者		11,000	11,550	10,676	324	3.0

注1. 収集・運搬、処分両課程受講の場合の料金：両課程合計金額の10%引き。

但し、同時開催日程の一括申込の場合に限る。

2. 講習会名の略称

1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）

- ① 産業廃棄物の収集・運搬課程 : 「産収」と記す
- ② 産業廃棄物の処分課程 : 「産処」と記す
- ③ 産業廃棄物の収集・運搬／処分課程 : 「産収処」と記す
- ④ 特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程 : 「特収」と記す
- ⑤ 特別管理産業廃棄物の処分課程 : 「特処」と記す
- ⑥ 特別管理産業廃棄物収集・運搬／処分課程 : 「特収処」と記す

2) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）

- ① 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程 : 「更収」と記す
- ② 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程 : 「更処」と記す
- ③ 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬／処分課程 : 「更収処」と記す

3) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会 : 「特管責任者」と記す

**平成14年度産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の
許可申請に関する講習会並びに特別管理産業廃棄物管理
責任者に関する講習会日程**

平成14年度の産業廃棄物処理業新規・更新講習会、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の近県開催日程を下記のとおりお知らせします。

(注) 更新講習会は産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の区別がなくなり、統一されました。

講習会申込手続き（岐阜の場合）

- 受講希望者は予め当協会に電話で問い合わせ、受講予約をして下さい。
- 受講希望者が定員に達したときは、受付を停止いたします。
- 受講申込書（受講の手引き）は当協会又は岐阜県各地域振興局（事務所）環境課（岐阜市の場合岐阜市環境管理課）で入手して下さい。

県名	新規				更新		特管 理 責任者	
	産業廃棄物		特管物		産業廃棄物・特別管理産業廃棄物			
	収集運搬	処分	収集運搬	処分	収集運搬	処分		
岐阜	8月28日～29日 11月26日～27日 平成15年 3月5日～6日	11月26日 ～ 29日			7月17日 10月8日	10月8日～9日	7月18日	
愛知	5月15日～16日 7月17日～18日 8月6日～7日 11月6日～7日 12月18日～19日	8月6日 ～ 9日	12月2日 ～ 4日	12月2日 ～ 7日	5月8日 10月9日 平成15年 1月29日	5月8日～9日 平成15年 1月29日～30日	5月10日 7月19日 10月10日 12月20日 平成15年 1月31日	
三重	6月4日～5日 11月12日～13日	6月4日 ～ 7日			9月4日	9月4日～5日	9月3日	
静岡	7月9日～10日 平成15年 1月22日～23日				7月11日 11月12日	11月12日～13日	5月17日	

岐阜県 人事異動（関係分）

岐阜県は4月1日付で定期人事異動を発表しました。また次の通り組織改正がありましたので、関係分についてお知らせします。

環境政策課 リサイクル推進室を循環社会推進室に名称変更。

環境管理課を環境保全課に名称変更及び地下水保全企画監新設。

廃棄物対策課に不適正処理対策室を新設。一般廃棄物係を施設整備支援係に名称変更。

◇環境政策課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
課長	片桐幸三	農林商工部検査指導課長	岡本博次	監査委員事務局監査課長
リサイクル推進室長 (名称変更)	_____	_____	大西美重子	西濃地域保健所揖斐センター所長
循環社会推進室長	宮川訓男	岐阜地域保健所生活衛生課長	_____	_____
管理監	藤井達雄	地域県民部消防課管理監	矢野和信	情報科学芸術大学院大学管理課長

◇環境保全課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
地下水保全企画監 (新設)	児玉文夫	東濃地域保健所生活衛生課長	_____	_____
技術課長補佐	_____	_____	渡辺昇	西濃地域振興局環境課長
課長補佐	古田常道	廃棄物対策課課長補佐兼廃棄物総合対策係長	_____	_____

◇廃棄物対策課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
課長	松村昌明	経営管理部工事検査課入札制度企画監	高井滋	東濃地域農林商工事務所長
不適正処理対策室長 (新設) (警察本部生活保安課付廃棄物対策課派遣)	安藤敏昭	警察本部刑事総務課兼監察課付調査官	_____	_____

お知らせ

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
課長補佐兼廃棄物総合対策係長	大野藤逸	農林商工部交流産業課 飛美体験博担当課長補佐	古田常道	環境保全課課長補佐
技術課長補佐兼一般廃棄物係長 (名称変更)	_____	_____	高木啓之	岐阜地域保健所 企画調整担当技術課長補佐
施設整備支援係長	松波説夫	岐阜地域振興局 企画調整担当チーフ技術主査	_____	_____
地球環境村担当 課長補佐	山本昇	経営管理部管財課 課長補佐兼財産管理係長	細江俊男	経営管理部工事検査課 建設評価指導担当課長補佐
廃棄物総合対策係 主任査	米本尚満	岐阜地域振興局 環境保全担当主任技師 (昇任)	安藤英之	県民生活安全室主査
一般廃棄物係技術主査	_____	_____	塙田尚弘	産業廃棄物係技術主査
施設整備支援係 主任技師	坂井田雅士	農林商工部農業指導課 環境農業係主任技師	_____	_____
産業廃棄物係技術主査	塙田尚弘	一般廃棄物係技術主査	松永良治	中濃地域振興局郡上事務所 環境保全担当チーフ技術主査
産業廃棄物係主任技師	高木庸光	大垣建設事務所 道路維持係主任技師	浅原敦	古川建設事務所 主任技師(昇任)
管理調整担当主任	前畠正雄	基盤整備部街路開発課 管理調整担当主任	三輪英明	基盤整備部公共建築課 管理調整担当主査
不適正処理対策室 主任査(新設)	寺倉新一	基盤整備部農地整備課 管理換地係主査	_____	_____

◇財地球環境村ぎふ

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
参与(理事長) (新規)	福山益生	健康福祉環境部参事 (財)地球環境村ぎふ副理事長	理事長 丹羽中正	(退職) (国民健康保険組合 連合会常務理事)
参考事(副理事長) (新規)	小島俊郎	文化振興課参考事 県産業文化事業団 常務理事兼副館長	_____	_____
課長(専務理事)	大野勝弘	西濃地域保健所 掛斐センター所長	二重谷伸行	(退職)

岐阜市人事異動（関係分）

岐阜市は4月1日付で定期人事異動を発表しました。関係分についてお知らせします。

◇環境部環境管理課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
環境部長	久保田 弘	環境部技監 (昇格)	佐藤俊正	(退職)
参与	田中宏明	環境部次長 (昇格)	久保田 弘	環境部長
参考事	宇野邦朗	環境管理課長 (昇格)	——	——
課長	片桐 猛	自然環境対策監兼課長補佐 (昇格)	宇野邦朗	環境部参考事
自然環境対策監兼課長補佐	横田元一	水質管理課長補佐兼水質検査係長	片桐 猛	環境管理課長
副主幹	山内美春	副主査 (昇格)	——	——
廃棄物指導係長	板津寿之	住宅政策課管理係長	宮居仁志	保健所食品保健課係長
副主査	——	——	大野 聰	福祉事務所生活福祉課副主査
主参考事	彦坂憲一	環境管理課主事	——	——

お知らせ

* No. _____ ~ _____

* No. _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト） 購入申込書

次のとおり購入したいので申し込みます。

(単票1箱=100セット、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量	備考
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱	
	連続票	12,500	ケース	
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱	
	連続票	12,500	ケース	
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設九団体副産物対策協議会発行	単票	3,000	箱	
	連続票	15,000	ケース	

※建設系廃棄物マニフェストは、(社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票(社団法人全国産業廃棄物連合会発行) 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A5版 50ページ 1冊 150円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト(建設九団体副産物対策協議会発行)の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 30ページ 1冊 120円(実費)	冊

平成 年 月 日 〒
住 所

会社名

代表者又は

取扱責任者



電話番号

FAX番号

(注) *印の欄は、記入しないでください。

*支払方法	振込No
現金	
*整理	

お知らせ

マニフェストの一部変更について（お知らせ）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成13年10月17日公布、10月27日施行）により、産業廃棄物の種類に「動物系固形不要物」が追加されました。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成14年1月17日公布、2月1日施行）により、「ガラスくず及び陶磁器くず」が「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず」に変更されました。この法改正にともない（社）全国産業廃棄物連合会発行の、直行用マニフェストの産業廃棄物の種類欄に「4000動物系固形不要物」を追加し、「1300ガラス・コンクリート・陶磁器くず」に名称変更されました。これにより、従来のマニフェストにつきましては、空欄に書き加えることによりご使用頂きますよう申し添えます。

編集後記

この会報も、発刊以来本号で早くも50号を数えます。情報化社会と言われる現在、行政も企業も情報公開が進んでおります。当協会も4月からホームページを開設いたします。この会報が皆様方の「情報誌」としてご愛読頂けますよう、より一層の努力を致したいと思います。本号も、「行政ニュース」を重点に県、岐阜市等のご協力を頂き、多くのページでお知らせすることが出来ました。

21世紀を迎え、今世紀は環境問題がなにも増しても大切となっております。私が住んでいる大野町の北辺に「更地山」と呼んでいる里山があります。かつては、この更地山も白い大小の石灰岩と常緑の松、櫻、楓、落葉の山桜等多種多様な樹木に覆われた美しい小山がありました。私はかつて主人と、それに五歳位であったか長男を連れ、4人ほどの社員とこの更地山に登ったことがありました。目的は戦後復興で物資の乏しい時代であったので、この山の石灰岩を産業に活用できないかというものです。さて、調査にかかるとした時、同行した地元の社員の一人が、こんなことを言い出したのです。「この山を無闇に歩き廻ってはいけません、この石山には大小の洞穴が無数にあり、大蛇の住処になっ

ております。頭が一升徳利ほどの大きなの、2匹も3匹も日向ぼっこしており、割箸ほどの赤い舌をペロリ、ペロリと出してこちらを睨んでいたかと思うと、音を立てて向かってきます。その恐ろしいことと言ったらありません。」と、青い顔をして真剣に話すのです。主人は、仕事は仕事と割り切って調査にかかりました。が、ビクビクしながら奥へ進んで行くと、長男が「これなあーに？」と、見ると傘の大きさ30センチ程か、軸茎の太さが8センチもあるうかという途轍もない大きな松茸ではありませんか、これには一同びっくりしました。今までにこんなに大きな松茸を見たことは、この時が最初で最後でした。怖い言い伝えで、無闇に人が入るのを防ぎながら、豊かな自然に恵まれた身近な里山も、今や、自然の撃を無視した人間によっていつのまにか荒廃し、松茸はおろか松食い虫に侵された枯れ木が目立つようなみすぼらしい姿に変わり果てています。人里離れた山中へ廃棄物が不法投棄されている。というニュースを聞く度に胸が痛みます。自然を愛する気持ちが人間を幸せにするといいますが、この不況の中、いつも人が自然とともに幸せな社会を築くことが出来るのでしょうか。（山村けい）

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 野村 清晴

委員 川合 清和

野々村 清 加藤 宏

中尾 勝

山口 繁

■広告掲載社名

都築電気株式会社／日本興亜損害保険株式会社

（この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るために再生紙を利用してあります。）

会員(企業)紹介

会社名 株式会社 加藤組
代表者 代表取締役 加藤富治
所在地 岐阜県益田郡金山町菅田桐洞2873番地
電話 0576-33-2311
FAX 0576-33-2312
創業 昭和36年1月
資本金 2,400万円
従業員数 12人



◆事業概要(又は沿革)

- ・昭和43年7月 株式会社に組織変更
- ・昭和49年10月 一般建設業許可取得
- ・昭和57年1月 特定建設業許可取得
- ・平成6年9月 産業廃棄物収集運搬業許可取得
- ・平成9年7月 焼却センター(自家処分業)建設
- ・平成12年6月 破碎センター新設
- ・平成13年4月 産業廃棄物中間処理業許可取得

◆事業内容

- ・建設業
- ・産業廃棄物収集運搬業及び処理業

◆許可品目

[産業廃棄物]

収集運搬

【岐阜県】がれき類、木くず、廃プラスチック類、繊維くず、金属くず、紙くず、ガラスくず及び陶磁器くず。

【岐阜市】木くず、廃プラスチック類、繊維くず、金属くず。

中間処理

【岐阜県】破碎:廃プラスチック、木くず、繊維くず。

◆建設業

岐阜県知事許可

- ・土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、管工事業、造園工事業、水道施設工事業。



木材再資源化施設

お知らせ

次号51号(平成14年7月1日付発行予定)に会員(企業)紹介の掲載をご希望されます方は事務局までご連絡ください。

会員(企業)紹介

会社名 三和建設株式会社

代表者 代表取締役 伏屋 伊三夫

所在地 岐阜県岐阜市日置江1-14

電話 058-279-3345

FAX 058-279-1686

創業 昭和45年1月

資本金 2,820万円

従業員数 70名



◆事業概要（又は沿革）

- 昭和45年1月 設立
- 昭和51年3月 アスファルトプラント建設
- 昭和57年12月 リサイクルプラント建設
- 昭和59年5月 木くずリサイクルセンター建設
- 平成8年9月 アスファルトプラント・コンピュータ機能に改造
- 平成9年3月 アスファルトガラリサイクル機（破碎機）建設

◆事業内容

- 各種アスファルト製造販売・一般土木とび工事一式・各種建物解体工事一式
- アスファルト舗装工事一式・通信土木工事一式・産業廃棄物収集運搬業・軽舗装、カラーブラック工事一式・水道施設工事一式・産業廃棄物中間処理業

◆許可品目

【産業廃棄物】

収集運搬

【岐阜県】木くず、がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、紙くず、繊維くず。

【岐阜市】廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類。

【愛知県】廃プラスチック類（自動車等
破碎物を除く。）、紙くず、木
くず、繊維くず、金属くず（自
動車等破碎物を除く。）、ガラ
スくず及び陶磁器くず（自動
車等破碎物を除く。）がれき
類。

中間処理

【愛知県】破碎：木くず、がれき類。



会員(企業)紹介

会社名 水野建材
代表者 水野宣言
所在地 岐阜県可児市大森1756-321
プラント場 岐阜県可児市今字東山678-3
電話 0574-64-0622
FAX 0574-64-0622
創業 平成6年1月
従業員数 12名



◆事業概要（又は沿革）

- 平成6年1月 家屋解体業開始・産業廃棄物収集運搬業愛知県許可取得。
- 平成7年11月 産業廃棄物収集運搬業名古屋市許可取得。
- 平成9年2月 産業廃棄物収集運搬業岐阜県許可取得。
- 平成12年11月 建設処理プラント設立（改良残土作成）。

◆事業内容

- 家屋解体業。
- 産業廃棄物収集運搬業。

◆許可品目

[産業廃棄物]

収集運搬

【岐阜県】がれき類、木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず。

【愛知県】がれき類。

【名古屋市】がれき類。



会員(企業)紹介

会社名 高安株式会社

代表者 代表取締役 高安義英

所在地 岐阜県各務原市蘇原村雨町

3丁目47番地

電話 0583-82-2231

FAX 0583-89-4563

ホームページ

<http://www.takayasu-rf.co.jp/>



◆事業内容

- 再生ポリエチレン(ペットボトルの再生等)、再生ナイロン樹脂及び不織布の製造販売、各種梱包資材の回収。

◆許可品目

[産業廃棄物]

収集運搬

【岐阜県】廃プラスチック類。

(社)岐阜県産業環境保全協会 会員の皆様へ

日本興亜の「くるまの保険」

「集団扱」制度のご案内

いろいろなお得を用意しています!!

「集団扱」とは

- 業務用車
- 役員・従業員のマイカー
- ご家族のマイカー

でご利用いただける制度です。

「集団扱」
自動車保険
3つの
メリット

◎保険料が最大10%もお得

通常のご契約に比べて、保険料が約5~10%もお得になります。

◎ご契約時にはキャッシュレスで

当協会の集金者が保険料を集金しますので払込日のお忘れやお支払いの面倒がございません。又、所定の日に集金しますので、ご契約時に保険料をご用意いただく必要がございません。

◎お申し込み日から安心

初回保険料のお支払い前であっても、ご契約日以降の事故であれば保険金をお支払いいたします。



日本興亜損害保険株式会社



協会のシンボルマーク

平成14年3月29日発行 第50号
編集発行 社団法人岐阜県産業環境保全協会
理事長 中本貞実
〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 水産会館1階
TEL<058>272-9293
FAX<058>272-6764
印刷 共和印刷株式会社